

東京海上・円資産バランスファンド (年1回決算型)

追加型投信／国内／資産複合

愛称：円奏会（年1回決算型）

投資信託説明書
(請求目論見書)
2025年10月

東京海上アセットマネジメント

1. 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「東京海上・円資産バランスファンド（年1回決算型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月23日に関東財務局長に提出しており、2025年10月24日にその効力が生じています。

発行者名	東京海上アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 長澤 和哉
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書・有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所	該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上・円資産バランスファンド（年1回決算型）

※愛称を「円奏会（年1回決算型）」とします。

※上記を以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

●委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-7712-016（営業日の9時～17時）

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

(5)【申込手数料】

- ① 発行価格に1.65%（税抜1.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。
- ② 分配金再投資コース（下記「(6) 申込単位」をご参照ください。）の収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

- ① 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- ② 申込単位は販売会社が定めます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ③ 分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7) 【申込期間】

2025年10月24日から2026年4月23日まで

※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加算した申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

② 基本的性格

当ファンドは、追加型投信／国内／資産複合に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信		中南米	
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券・不動産投信) 資産配分変更型))	その他 ()	アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネー・ジメメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回		目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

③ 信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより2兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

④ ファンドの特色

1

主として、マザーファンドへの投資を通じて、国内の複数の資産（債券、株式、REIT）に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

資産	マザーファンド
日本債券	東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド
日本株式	東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド
日本REIT	TMA日本REITマザーファンド

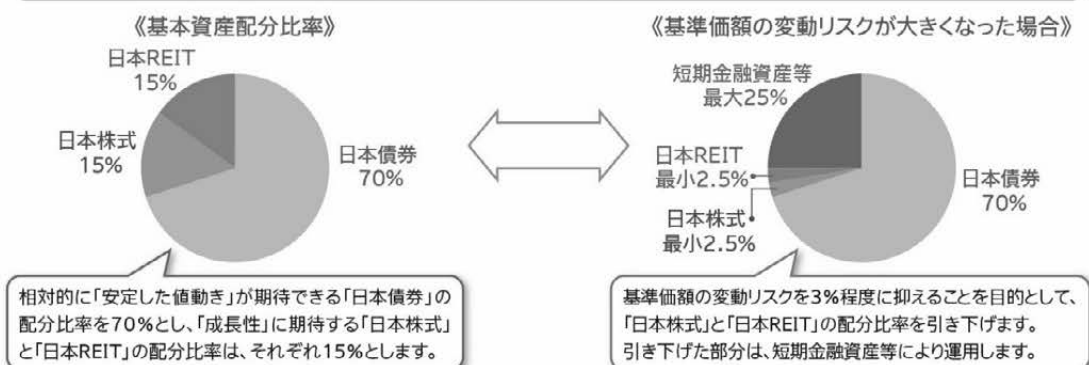
2

各資産への配分比率は、日本債券70%、日本株式15%、日本REIT15%を基本とします。

- 上記の資産配分比率を基本としますが、ファンドの基準価額の変動リスクが大きくなった場合には、基準価額の変動リスクを年率3%※程度に抑制することを目標として、株式とREITの資産配分比率をそれぞれ引き下げ、その引き下げた部分は短期金融資産等により運用します。（株式とREITの資産配分は、ほぼ同じ比率とします。）

※上記の数値は、ファンドのリスク水準の目標値であり、目標が達成されることを約束・保証するものではありません。また、ファンドのリターンを目標を意味するものではありません。基準価額の変動リスクを目標通りに抑えることができたかどうかにかかわらず、運用成績はマイナスとなることがあります。将来的に市場環境が大きく変動した場合等には、事前にお知らせすることなく、目標リスクの水準（年率3%程度）を見直すことがあります。

ファンドの資産配分比率のイメージ



※配分比率調整は、株式とREITの資産配分比率がほぼ同じ比率となるように行います。

※組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。

※上図は、実際のファンドの運用を示すものではありません。

次ページへ続く

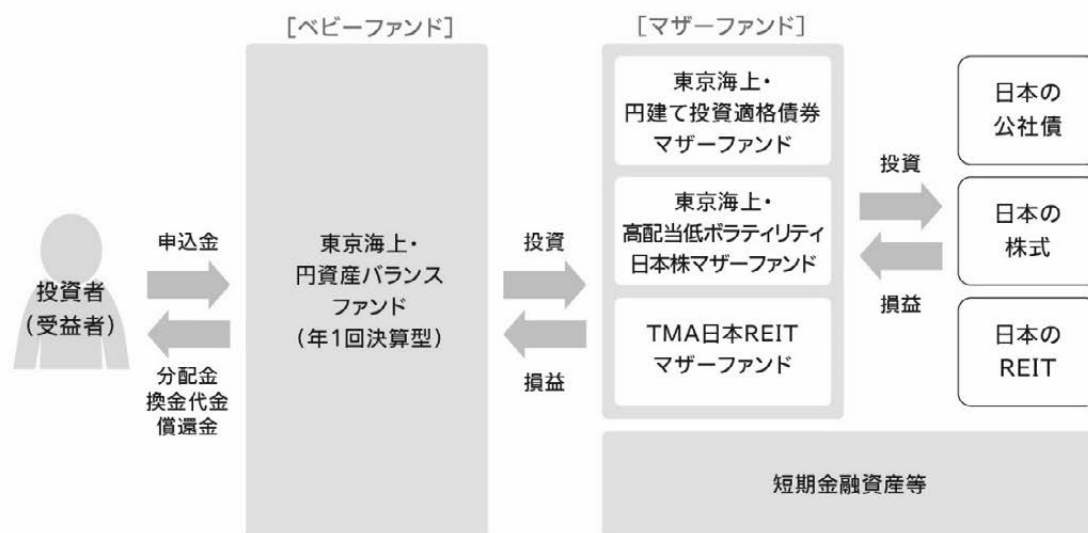
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● 価格変動リスクとは

価格が下落した場合だけでなく、上昇した場合も含めた「値動きの振れ幅の程度」をいいます。リスクの大小を数値で表す場合、一般的には「標準偏差」を用います。標準偏差とは、価格の変化率(リターン)のばらつき度合いを示す指標です。標準偏差が小さいほど値動きが緩やかでリスクは小さく、標準偏差が大きいほど値動きは荒くリスクが大きいことを示します。

ファンドの仕組み

- ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● 各マザーファンドの主な特色

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

- ◇わが国の法人が発行する円建ての社債(金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。)を主要投資対象とします。
- ◇投資する債券は、取得時においてBBB格相当以上の格付を取得している債券、もしくはそれらと同等の信用力を有すると考えられる債券を投資対象とします。
- ◇組入銘柄は、投資する債券等の残存年限を幅広く分散することにより、できる限り金利変動リスクを平均化し、収益性の確保をめざします。
- ◇ポートフォリオ利回り向上のため、社債以外の円建ての債券等に幅広く投資を行う場合があります。また、流動性確保の観点から、国債や地方債等にも投資を行う場合があります。
- 劣後債とは、発行体の経営破たん時に、借入金や普通社債等よりも債務弁済の順位が劣る債券のことです。その分、普通社債等に比べて利回りが高くなります。償還期限に定めない「永久劣後債」と、償還期限がある「期限付劣後債」があります。
- 生保基金債とは、生命保険会社の基金(株式会社という資本金)を裏づけとして発行される証券のことです。

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

- ◇わが国の株式を主要投資対象とし、流動性や信用リスク等を勘案して選定した銘柄に投資します。
- ◇ポートフォリオ全体の配当利回りを高める戦略と価格変動リスクを低く抑える戦略を組み合わせることで、ポートフォリオ全体の価格変動リスクをTOPIX(配当込み)の価格変動リスクより低く抑えつつ、中長期的にTOPIX(配当込み)と同程度のリターンをめざします。
- ◇原則として、株式への組入比率を高位に維持します。

TMA日本REITマザーファンド

- ◇わが国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券(REIT)を主要投資対象とします。
- ◇REITへの投資にあたっては、REIT市場における時価総額構成比を基本としつつ、流動性・信用力等を勘案して各銘柄に対する投資比率を適宜調整し、日本REIT市場の中長期的な動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。
- ◇REITの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
デリバティブ等	デリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

◎年1回決算を行います。

- 7月23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決 算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分 配												

① 上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

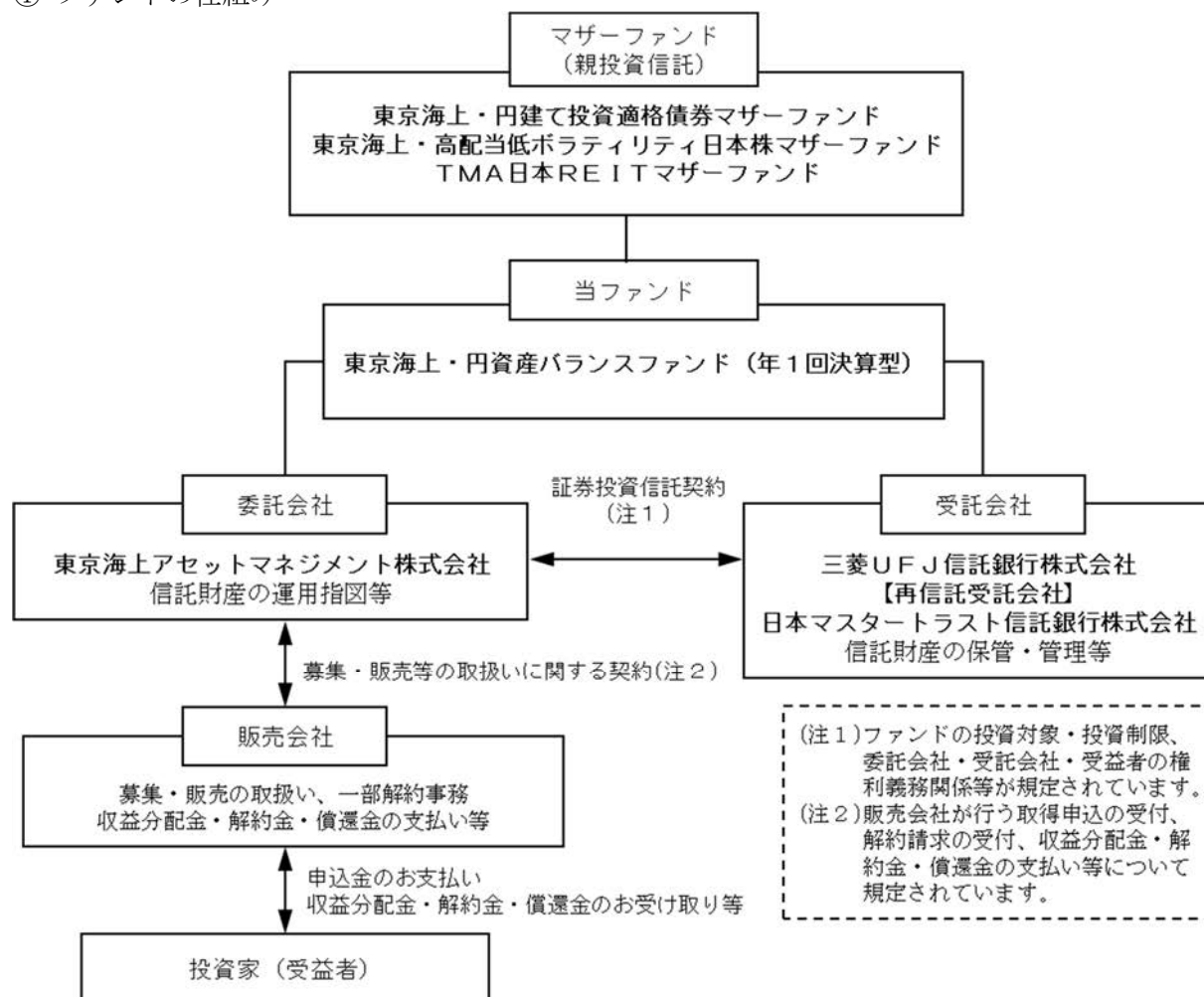
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2014年11月10日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社の概況

- ・ 名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・ 資本金の額 20億円 (2025年7月末日現在)
- ・ 会社の沿革

1985年12月 東京海上グループ (現：東京海上日動グループ) 等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

1987年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

2007年9月 金融商品取引業者として登録

2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

- ・ 大株主の状況 (2025年7月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主として以下の親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券および短期金融資産に投資します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド受益証券

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド受益証券

TMA日本REITマザーファンド受益証券

(2) 投資態度

① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の複数の資産（債券・株式・不動産投資信託（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下「REIT」といいます。））に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

② 各資産への投資比率は、以下の資産配分比率を基本とします。

債券	東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド受益証券	70%
株式	東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド受益証券	15%
REIT	TMA日本REITマザーファンド受益証券	15%

③ 上記の資産配分比率を基本としますが、当ファンドの基準価額の変動リスクを一定の水準に抑制することを目標として、株式とREITの資産配分比率をそれぞれ引き下げ、短期金融資産を組入れます。（株式とREITの資産配分は、ほぼ同じ比率とします。）

④ 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

⑤ 資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

<参考情報>マザーファンドの運用の基本方針、主な投資対象と投資制限（要約）

◇東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

1. 基本方針

安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主としてわが国の法人が発行する円建ての社債（金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。以下、同じ。）を中心に投資します。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の法人が発行する円建ての社債を中心に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

② 投資する債券は、取得時においてBBB格相当以上の格付を取得している債券、もしくはそれらと同等の信用力を有すると考えられる債券を投資対象とします。

③ 組入銘柄は、投資する債券等の残存年限を幅広く分散することにより、できる限り金利変動リスクを平均化し、収益性の確保を目指します。

④ ポートフォリオ利回り向上のため、社債以外の円建ての債券等に幅広く投資を行う場合があります。また、流動性確保の観点から、国債や地方債等にも投資を行う場合があります。

⑤ 資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

(1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限りします。）

(2) 外貨建資産への投資は行いません。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(4) 上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

◇東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

1. 基本方針

わが国の株式を中心に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

わが国の取引所に上場されている株式ならびに取引所に準じる市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①わが国の株式の中から、流動性や信用リスク等を勘案して選定した銘柄に投資します。
- ②ポートフォリオ全体の配当利回りを高める戦略と価格変動リスクを低く抑える戦略を組み合わせること
で、ポートフォリオ全体の価格変動リスクをT O P I X（配当込み）の価格変動リスクより低く抑えつ
つ、中長期的にT O P I X（配当込み）と同程度のリターンを目指します。
- ③原則として、株式への組入比率を高位に維持します。
- ④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

◇TMA日本REITマザーファンド

1. 基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）（以下「J－REIT」といいます。）を主要投資対象とします。なお、設定当初または残高が少額の場合等、運用の効率性の観点から、資金の一部または全額を東証REIT指数に連動する上場投資信託証券（ETF）に投資することがあります。

(2) 投資態度

- ①わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含む）されているJ－REITに投資を行うことにより、J－REIT市場の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。
- ②J－REITへの投資にあたっては、J－REIT市場における時価総額構成比を基本としつつ、流動性・信用力などを勘案して各銘柄に対する投資比率を適宜調整します。
- ③J－REITの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への直接投資は行いません。
- (2) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- (3) 上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- (4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- (5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(2) 【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ① 有価証券
 - ② デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りします。）
 - ③ 金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ④ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」、「東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド」、「TMA日本REITマザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - (1) 株券または新株引受権証券
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
 - (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

- (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (22) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、上記(1)から(21)に該当するものを除きます。）
- (23) 外国の者に対する権利で上記(21)および(22)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

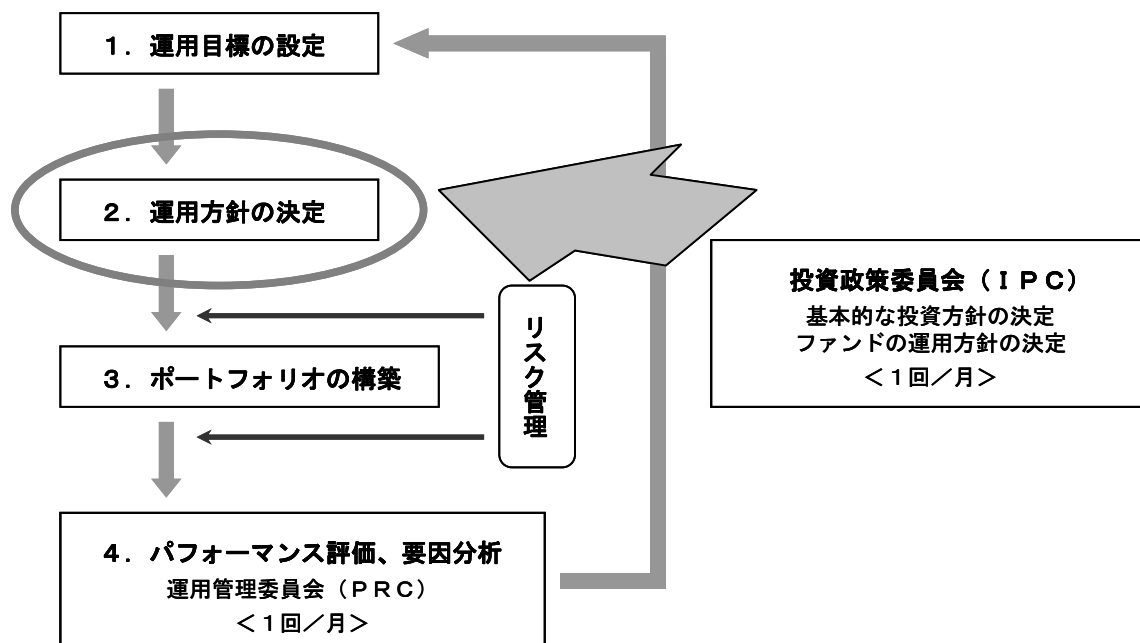
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3. 管理体制」をご参

照くください)

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2025年7月末日現在）

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 【投資制限】

- ① 運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ）

- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- h. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様

の損益を実現する目的以外には利用しません。

② 投資する株式等の範囲（約款）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 信用取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

④ 先物取引等（約款）

- a. 委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑦ デリバティブ取引等に係る投資制限（約款）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合

理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧ 有価証券の貸付（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

⑨ 有価証券の空売（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「⑩ 有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑩ 有価証券の借入（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑪ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫ 外国為替予約取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑬ 信用リスク集中回避のための投資制限（約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以

内となるよう調整を行うこととします。

⑭ 資金の借入（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

※以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

基準価額の変動要因

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

① 価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

R E I Tの価格は、R E I Tが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給など、さまざまな要因を反映して変動します。組入R E I Tの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

③ 信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

④ 流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. その他の留意事項

- ① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ③ 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ④ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

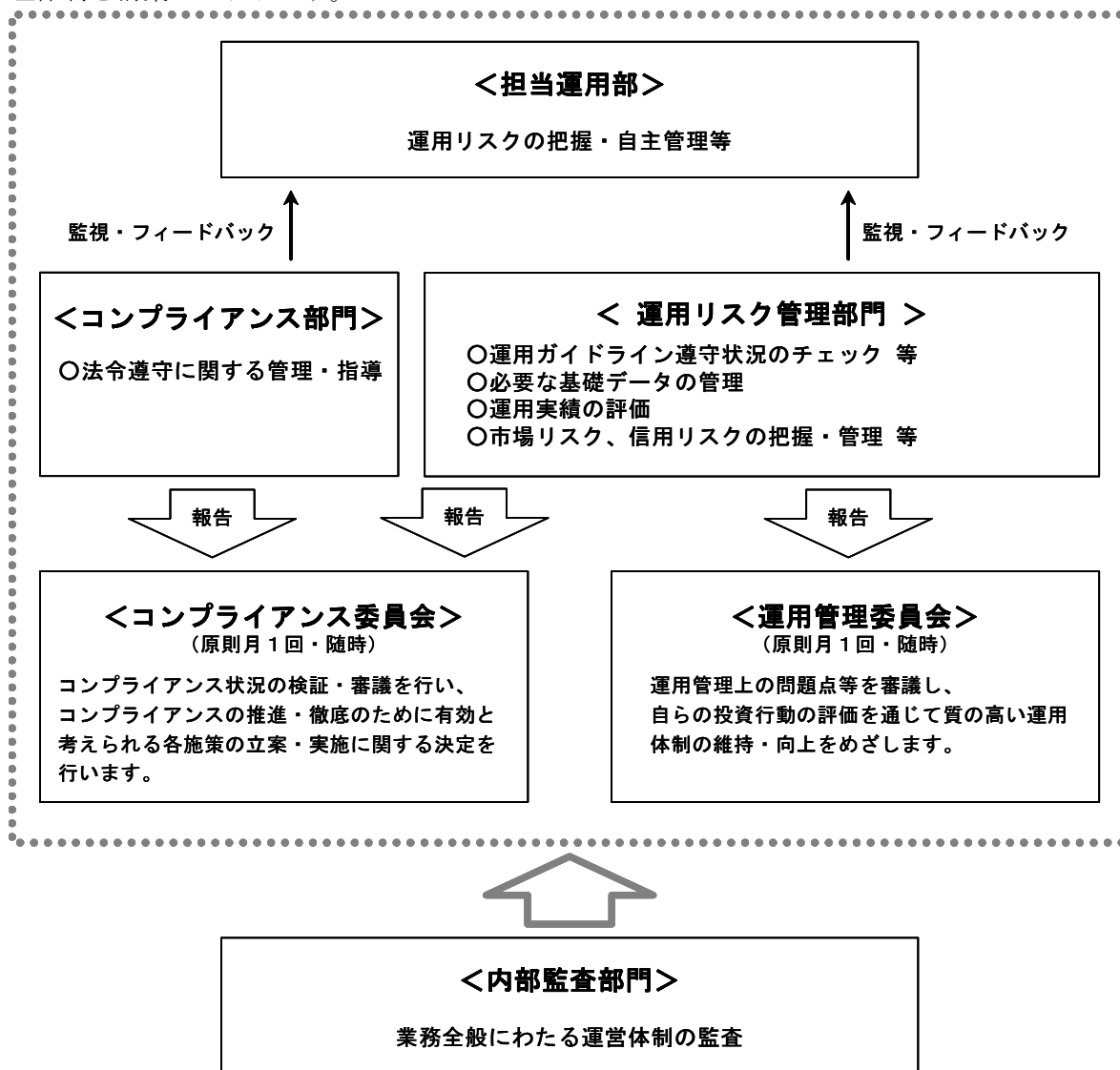
3. 管理体制

＜リスク管理体制＞

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



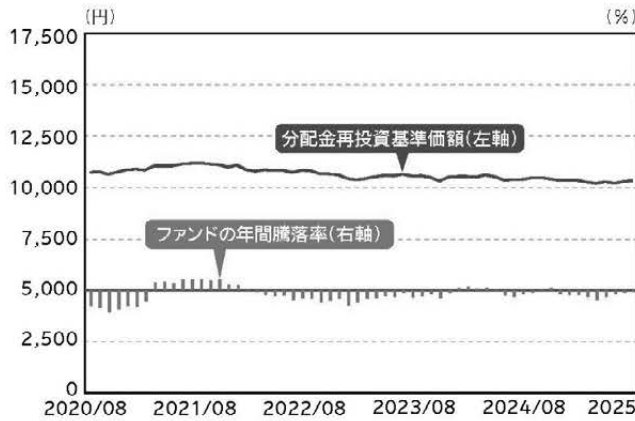
＜流動性リスク管理＞

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

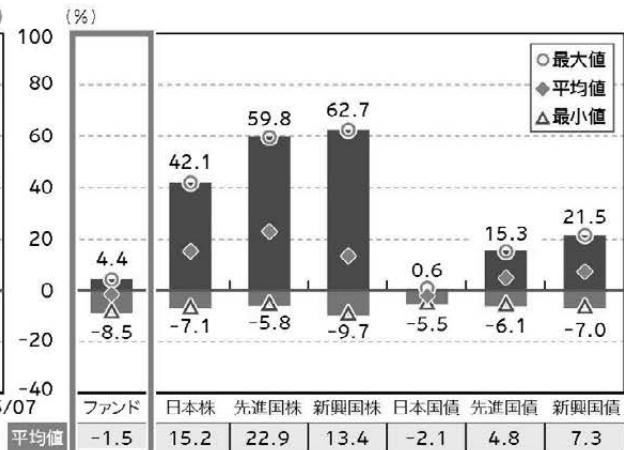


※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI (国債)
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社J P X 総研または株式会社J P X 総研の関連会社 (以下、J P X といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJ P X が有します。J P X は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J P X により提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P X は責任を負いません。●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●MSCITマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●NOMURA-BPI (国債) に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 発行価格に1.65%（税抜1.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。
申込手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時にご負担いただくものです。
- ② 分配金再投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金（解約）手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率0.924%（税抜0.84%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。
- ② ①の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬の分配については以下の通りとします。

委託会社（税抜）*1	販売会社（税抜）*2	受託会社（税抜）*3
年率0.41%	年率0.41%	年率0.02%

*1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

*2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

*3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.011%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年66万円（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ ファンドの組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④ 信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

また、当ファンドが実質的に投資するREITについては、市場の需給等により価格形成されるため、REITの費用は表示しておりません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

＜個人の受益者に対する課税＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%※および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。

※2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15%×2.1%）が付加されます。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、「NISA」の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

＜法人の受益者に対する課税＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（※2）超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

＜確定拠出年金に対する課税＞

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の「各受益者の個別元本」（※2）超過額に対する所得税、復興特別所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

（※1）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※2）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2024年7月24日～2025年7月23日）におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.92%	0.92%	0.00%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。

※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年7月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	98,692,058,596	99.84
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		152,891,464	0.15
合計（純資産総額）		98,844,950,060	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	11,962,640,894	5.24
地方債証券	日本	32,218,736,450	14.12
特殊債券	日本	3,954,274,000	1.73
社債券	日本	172,987,243,500	75.84
コマーシャル・ペーパー	日本	4,997,474,174	2.19
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		1,964,888,764	0.86
合計（純資産総額）		228,085,257,782	100.00

TMA日本REITマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	46,482,439,800	97.10
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		1,385,974,581	2.89
合計（純資産総額）		47,868,414,381	100.00

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	46,748,538,990	98.57
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		677,287,717	1.42
合計（純資産総額）		47,425,826,707	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	61,120,991,564	1.1121	67,972,675,207	1.1164	68,235,474,982	69.03
2	TMA日本REITマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	4,722,914,268	3.1529	14,890,906,477	3.2393	15,298,936,188	15.47
3	東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	3,919,236,568	3.8208	14,974,624,273	3.8675	15,157,647,426	15.33

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.84
合 計	99.84

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	数量	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第28回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債(劣後)	日本	社債券	1.412	2033/07/13	1,200,000,000	99.23	1,190,772,000	94.62	1,135,500,000	0.49
2	第84回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	日本	社債券	1.043	2028/05/26	1,100,000,000	100.00	1,100,000,000	99.84	1,098,284,000	0.48
3	ダイキン工業	日本	コマーシャル・ペーパー	—	2025/08/29	1,000,000,000	—	999,602,897	—	999,602,897	0.43
4	キリンHD	日本	コマーシャル・ペーパー	—	2025/08/20	1,000,000,000	—	999,511,198	—	999,511,198	0.43
5	丸井グループ	日本	コマーシャル・ペーパー	—	2025/08/28	1,000,000,000	—	999,506,545	—	999,506,545	0.43
6	ホンダF	日本	コマーシャル・ペーパー	—	2025/09/04	1,000,000,000	—	999,448,523	—	999,448,523	0.43
7	JFE	日本	コマーシャル・ペーパー	—	2025/08/20	1,000,000,000	—	999,405,011	—	999,405,011	0.43
8	第10回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債	日本	社債券	1.709	2032/07/23	1,000,000,000	100.00	1,000,000,000	99.86	998,680,000	0.43
9	第24回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	日本	社債券	1.107	2028/06/12	1,000,000,000	100.00	1,000,000,000	99.83	998,310,000	0.43
10	第18回武田薬品工業株式会社無担保社債	日本	社債券	1.935	2032/06/11	1,000,000,000	100.00	1,000,000,000	99.81	998,180,000	0.43

11	第5回AGC株式会社無担保社債	日本	社債券	1.825	2035/03/05	1,000,000,000	99.88	998,812,000	99.06	990,650,000	0.43
12	第43回ソニーグループ株式会社無担保社債	日本	社債券	1.709	2035/03/06	1,000,000,000	99.77	997,772,000	98.68	986,860,000	0.43
13	第16回株式会社ブリヂストン無担保社債	日本	社債券	1.768	2035/04/27	1,000,000,000	100.00	1,000,000,000	98.13	981,360,000	0.43
14	第24回キリンホールディングス株式会社無担保社債	日本	社債券	1.318	2033/10/26	1,000,000,000	101.69	1,016,990,000	96.25	962,550,000	0.42
15	第34回NTTファイナンス株式会社無担保社債	日本	社債券	1.476	2034/03/17	1,000,000,000	102.67	1,026,780,000	96.20	962,050,000	0.42
16	第454回中国電力株式会社社債	日本	社債券	1.340	2033/10/25	1,000,000,000	100.73	1,007,370,000	95.70	957,050,000	0.41
17	第9回大日本印刷株式会社無担保社債	日本	社債券	1.923	2035/05/01	900,000,000	100.00	900,000,000	98.67	888,075,000	0.38
18	第25回積水ハウス株式会社無担保社債	日本	社債券	1.351	2032/02/13	900,000,000	99.94	899,542,000	98.55	887,004,000	0.38
19	第37回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	日本	社債券	1.303	2035/01/18	900,000,000	99.83	898,551,000	98.38	885,465,000	0.38
20	第87回三井不動産株式会社無担保社債	日本	社債券	1.311	2034/05/30	900,000,000	101.13	910,243,000	95.14	856,260,000	0.37
21	第12回株式会社りそな銀行無担保社債（劣後特約付）	日本	社債券	2.464	2027/03/15	800,000,000	102.97	823,776,000	101.30	810,448,000	0.35
22	第54回大阪瓦斯株式会社無担保社債	日本	社債券	2.028	2044/05/30	900,000,000	101.34	912,078,000	89.58	806,265,000	0.35
23	第6回株式会社群馬銀行無担保社債（劣後）	日本	社債券	0.490	2031/10/29	800,000,000	98.61	788,904,000	98.83	790,696,000	0.34
24	第13回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	社債券	1.313	2031/04/11	800,000,000	100.00	800,000,000	98.82	790,624,000	0.34
25	第8回大日本印刷株式会社無担保社債	日本	社債券	1.474	2032/04/30	800,000,000	100.00	800,000,000	98.72	789,768,000	0.34
26	第16回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	日本	社債券	0.400	2031/12/22	800,000,000	98.40	787,200,000	98.64	789,184,000	0.34
27	第6回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	日本	社債券	0.575	2027/06/08	800,000,000	98.55	788,472,000	98.36	786,904,000	0.34
28	第1回住友生命2023基金流動化株式会社無担保社債	日本	社債券	0.705	2028/08/08	800,000,000	98.89	791,120,000	97.63	781,096,000	0.34
29	第4回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	日本	社債券	1.328	2030/05/29	800,000,000	100.17	801,424,000	97.60	780,864,000	0.34
30	第175回利付国債（20年）	日本	国債証券	0.500	2040/12/20	1,000,000,000	78.84	788,444,000	78.03	780,360,000	0.34

TMA日本REITマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	投資証券	26,347	116,800.00	3,077,329,600	122,900.00	3,238,046,300	6.76
2	日本都市ファンド投資法人	日本	投資証券	26,498	106,100.00	2,811,437,800	110,100.00	2,917,429,800	6.09
3	野村不動産マスターファンド投資法人	日本	投資証券	16,373	150,300.00	2,460,861,900	159,400.00	2,609,856,200	5.45
4	オリックス不動産投資法人	日本	投資証券	11,528	192,000.00	2,213,376,000	197,800.00	2,280,238,400	4.76
5	GLP投資法人	日本	投資証券	15,377	129,200.00	1,986,708,400	132,400.00	2,035,914,800	4.25
6	日本プロロジスリート投資法人	日本	投資証券	24,829	79,500.00	1,973,905,500	81,700.00	2,028,529,300	4.23
7	KDX不動産投資法人	日本	投資証券	12,317	153,800.00	1,894,354,600	162,500.00	2,001,512,500	4.18

8	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	6,686	240,900.00	1,610,657,400	253,100.00	1,692,226,600	3.53
9	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	9,749	157,900.00	1,539,367,100	165,800.00	1,616,384,200	3.37
10	インヴィンシブル投資法人	日本	投資証券	23,861	63,300.00	1,510,401,300	67,200.00	1,603,459,200	3.34
11	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	16,917	78,100.00	1,321,217,700	82,900.00	1,402,419,300	2.92
12	日本プライムリアルティ投資法人	日本	投資証券	13,120	95,000.00	1,246,400,000	99,300.00	1,302,816,000	2.72
13	アドバンス・レジデンス投資法人	日本	投資証券	8,244	153,800.00	1,267,927,200	156,100.00	1,286,888,400	2.68
14	積水ハウス・リート投資法人	日本	投資証券	15,508	75,300.00	1,167,752,400	78,500.00	1,217,378,000	2.54
15	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	8,704	118,400.00	1,030,553,600	118,400.00	1,030,553,600	2.15
16	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	日本	投資証券	10,118	102,600.00	1,038,106,800	101,400.00	1,025,965,200	2.14
17	大和証券リビング投資法人	日本	投資証券	9,947	97,800.00	972,816,600	102,400.00	1,018,572,800	2.12
18	産業ファンド投資法人	日本	投資証券	7,697	121,900.00	938,264,300	123,700.00	952,118,900	1.98
19	アクティビア・プロパティーズ投資法人	日本	投資証券	7,053	123,800.00	873,161,400	129,300.00	911,952,900	1.90
20	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	9,649	93,600.00	903,146,400	93,800.00	905,076,200	1.89
21	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	2,496	322,500.00	804,960,000	351,000.00	876,096,000	1.83
22	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	2,760	292,000.00	805,920,000	297,000.00	819,720,000	1.71
23	森ヒルズリート投資法人	日本	投資証券	5,941	134,300.00	797,876,300	136,600.00	811,540,600	1.69
24	ラサールロジポート投資法人	日本	投資証券	5,360	137,900.00	739,144,000	143,900.00	771,304,000	1.61
25	東急リアル・エステート投資法人	日本	投資証券	3,627	198,500.00	719,959,500	196,900.00	714,156,300	1.49
26	森トラストリート投資法人	日本	投資証券	9,534	69,400.00	661,659,600	73,500.00	700,749,000	1.46
27	ジャパンエクセレント投資法人	日本	投資証券	4,696	133,700.00	627,855,200	140,000.00	657,440,000	1.37
28	イオンリート投資法人	日本	投資証券	4,875	125,600.00	612,300,000	128,900.00	628,387,500	1.31
29	ヒューリックリート投資法人	日本	投資証券	3,806	158,300.00	602,489,800	165,000.00	627,990,000	1.31
30	N T T都市開発リート投資法人	日本	投資証券	4,602	128,500.00	591,357,000	130,200.00	599,180,400	1.25

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	京セラ	日本	電気機器	株式	542,500	1,736.71	942,169,537	1,802.00	977,585,000	2.06
2	小野薬品工業	日本	医薬品	株式	564,600	1,548.76	874,429,896	1,690.50	954,456,300	2.01
3	大阪瓦斯	日本	電気・ガス業	株式	246,300	3,643.22	897,325,086	3,810.00	938,403,000	1.97
4	オービック	日本	情報・通信業	株式	163,600	5,192.66	849,519,176	5,420.00	886,712,000	1.86
5	王子ホールディングス	日本	パルプ・紙	株式	1,169,800	684.51	800,740,501	739.20	864,716,160	1.82
6	ヒロセ電機	日本	電気機器	株式	45,200	16,913.34	764,482,968	19,130.00	864,676,000	1.82
7	神戸物産	日本	卸売業	株式	209,700	4,583.18	961,094,917	4,065.00	852,430,500	1.79
8	ヤクルト本社	日本	食料品	株式	341,000	2,862.54	976,128,942	2,432.00	829,312,000	1.74
9	アルプスアルパイン	日本	電気機器	株式	493,600	1,408.91	695,437,976	1,600.00	789,760,000	1.66
10	武田薬品工業	日本	医薬品	株式	181,900	4,246.76	772,485,644	4,200.00	763,980,000	1.61
11	シスメックス	日本	電気機器	株式	279,000	2,419.70	675,096,354	2,477.00	691,083,000	1.45
12	KDDI	日本	情報・通信業	株式	277,500	2,497.70	693,113,540	2,485.50	689,726,250	1.45
13	アステラス製薬	日本	医薬品	株式	436,000	1,402.76	611,603,360	1,578.50	688,226,000	1.45
14	八十二銀行	日本	銀行業	株式	479,200	1,146.34	549,327,421	1,368.00	655,545,600	1.38
15	ライオン	日本	化学	株式	439,300	1,551.64	681,637,147	1,477.50	649,065,750	1.36
16	エクセディ	日本	輸送用機器	株式	134,000	4,238.08	567,902,988	4,770.00	639,180,000	1.34
17	N T T	日本	情報・通信業	株式	4,105,700	155.00	636,383,500	152.70	626,940,390	1.32
18	セイノーホールディングス	日本	陸運業	株式	265,800	2,192.05	582,649,452	2,302.00	611,871,600	1.29
19	花王	日本	化学	株式	89,400	6,634.19	593,096,885	6,810.00	608,814,000	1.28
20	ふくおかフィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	144,200	3,905.95	563,239,250	4,153.00	598,862,600	1.26
21	A L S O K	日本	サービス業	株式	562,300	1,004.67	564,925,941	1,053.50	592,383,050	1.24
22	カシオ計算機	日本	電気機器	株式	483,000	1,058.33	511,173,390	1,198.50	578,875,500	1.22

23	京浜急行電鉄	日本	陸運業	株式	368,400	1,494.82	550,691,688	1,554.50	572,677,800	1.20
24	ピジョン	日本	その他製品	株式	330,700	1,830.09	605,212,845	1,670.00	552,269,000	1.16
25	メタウォーター	日本	電気・ガス業	株式	192,400	2,094.31	402,945,987	2,742.00	527,560,800	1.11
26	明治ホールディングス	日本	食料品	株式	163,000	3,215.52	524,130,156	3,062.00	499,106,000	1.05
27	フジテック	日本	機械	株式	85,500	5,748.03	491,456,565	5,614.00	479,997,000	1.01
28	ユニ・チャーム	日本	化学	株式	452,800	1,122.72	508,371,606	1,046.00	473,628,800	0.99
29	H. U. グループホールディングス	日本	サービス業	株式	142,600	3,057.24	435,962,424	3,257.00	464,448,200	0.97
30	シマノ	日本	輸送用機器	株式	28,000	19,749.37	552,982,442	16,575.00	464,100,000	0.97

b. 投資有価証券の種類

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	5.24
地方債証券	14.12
特殊債券	1.73
社債券	75.84
コマーシャル・ペーパー	2.19
合 計	99.13

TMA日本REITマザーファンド

種類	投資比率(%)
投資証券	97.10
合 計	97.10

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	2.17
		建設業	3.60
		食料品	5.19
		繊維製品	0.96
		パルプ・紙	1.82
		化学	7.15
		医薬品	6.27
		機械	3.49
		電気機器	15.43
		輸送用機器	4.35
		精密機器	0.19
		その他製品	2.52
		電気・ガス業	3.35
		陸運業	4.68
		空運業	0.13
		倉庫・運輸関連業	1.45
		情報・通信業	7.09
		卸売業	8.07

		小売業	6.96
		銀行業	6.86
		保険業	0.91
		その他金融業	0.30
		不動産業	0.47
		サービス業	5.05
合 計			98.57

②投資不動産物件

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

該当事項はありません。

TMA日本REITマザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

該当事項はありません。

TMA日本REITマザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第2計算期間末	(2016年 7月25日)	13,751	13,751	1.0832	1.0832
第3計算期間末	(2017年 7月24日)	45,835	45,835	1.0804	1.0804
第4計算期間末	(2018年 7月23日)	79,068	79,068	1.1035	1.1035
第5計算期間末	(2019年 7月23日)	193,084	193,084	1.1305	1.1305
第6計算期間末	(2020年 7月27日)	288,504	288,504	1.0734	1.0734
第7計算期間末	(2021年 7月26日)	268,514	268,514	1.1183	1.1183
第8計算期間末	(2022年 7月25日)	228,340	228,340	1.0822	1.0822
第9計算期間末	(2023年 7月24日)	186,804	186,804	1.0635	1.0635
第10計算期間末	(2024年 7月23日)	134,603	134,603	1.0400	1.0400
第11計算期間末	(2025年 7月23日)	98,898	98,898	1.0262	1.0262
2024年 7月末日		133,563	—	1.0409	—
8月末日		131,078	—	1.0479	—
9月末日		128,472	—	1.0488	—
10月末日		124,580	—	1.0427	—

11月末日	120,841	—	1.0354	—
12月末日	116,962	—	1.0373	—
2025年 1月末日	113,966	—	1.0357	—
2月末日	110,336	—	1.0274	—
3月末日	106,879	—	1.0209	—
4月末日	104,538	—	1.0287	—
5月末日	102,194	—	1.0214	—
6月末日	100,935	—	1.0300	—
7月末日	98,844	—	1.0348	—

② 【分配の推移】

該当事項はありません。

③ 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%) (分配付)
第2計算期間	2015年 7月24日～2016年 7月25日	3.9
第3計算期間	2016年 7月26日～2017年 7月24日	△0.3
第4計算期間	2017年 7月25日～2018年 7月23日	2.1
第5計算期間	2018年 7月24日～2019年 7月23日	2.4
第6計算期間	2019年 7月24日～2020年 7月27日	△5.1
第7計算期間	2020年 7月28日～2021年 7月26日	4.2
第8計算期間	2021年 7月27日～2022年 7月25日	△3.2
第9計算期間	2022年 7月26日～2023年 7月24日	△1.7
第10計算期間	2023年 7月25日～2024年 7月23日	△2.2
第11計算期間	2024年 7月24日～2025年 7月23日	△1.3

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第2計算期間	2015年 7月24日～2016年 7月25日	12,666,367,741	1,059,677,824	12,694,829,457
第3計算期間	2016年 7月26日～2017年 7月24日	36,159,500,382	6,430,393,457	42,423,936,382
第4計算期間	2017年 7月25日～2018年 7月23日	45,346,663,509	16,119,509,480	71,651,090,411
第5計算期間	2018年 7月24日～2019年 7月23日	118,716,918,879	19,568,950,222	170,799,059,068
第6計算期間	2019年 7月24日～2020年 7月27日	137,306,288,206	39,319,643,669	268,785,703,605
第7計算期間	2020年 7月28日～2021年 7月26日	21,315,053,883	49,987,991,867	240,112,765,621
第8計算期間	2021年 7月27日～2022年 7月25日	10,921,485,728	40,033,730,841	211,000,520,508
第9計算期間	2022年 7月26日～2023年 7月24日	9,252,396,297	44,604,000,656	175,648,916,149
第10計算期間	2023年 7月25日～2024年 7月23日	10,138,535,287	56,361,150,678	129,426,300,758
第11計算期間	2024年 7月24日～2025年 7月23日	17,145,819,163	50,195,993,658	96,376,126,263

<参考情報>

基準日:2025年7月31日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2014年11月10日です。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第7期	2021/07/26	0円
第8期	2022/07/25	0円
第9期	2023/07/24	0円
第10期	2024/07/23	0円
第11期	2025/07/23	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

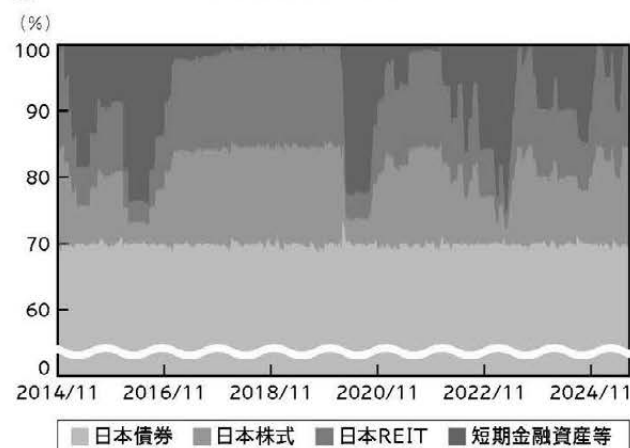
各マザーファンド組入比率、騰落率

マザーファンド	組入比率	基本資産配分	差	騰落率				
				1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年
日本債券	69.0%	70.0%	-1.0%	-0.86%	-1.64%	-2.49%	-2.91%	-7.77%
日本株式	15.3%	15.0%	+0.3%	+2.84%	+5.10%	+7.02%	+7.09%	+37.79%
日本REIT	15.5%	15.0%	+0.5%	+4.89%	+9.77%	+11.22%	+11.82%	+3.25%
短期金融資産等	0.2%	-	+0.2%					

※比率は、純資産総額に占める割合です。

※短期金融資産等には未払金等が含まれるため、組入比率がマイナスとなる場合があります。

各マザーファンド組入比率の推移



※比率は、純資産総額（一部の未払金の計上を除く）に占める割合です。

各マザーファンドの組入上位銘柄

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

	銘柄	クーポン	比率
1	第28回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債(劣後)	1.412%	0.5%
2	第84回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	1.043%	0.5%
3	第10回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債	1.709%	0.4%

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

	銘柄	比率
1	京セラ	2.1%
2	小野薬品工業	2.0%
3	大阪瓦斯	2.0%

TMA日本REITマザーファンド

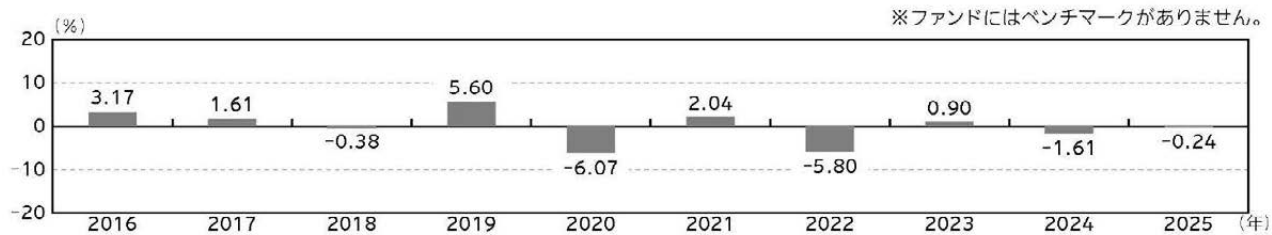
	銘柄	比率
1	ジャパンリアルエステイト投資法人	6.8%
2	日本都市ファンド投資法人	6.1%
3	野村不動産マスターファンド投資法人	5.5%

※比率は、各マザーファンドの純資産総額に占める割合です。

次ページへ続く

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。
b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- 委託会社サービスデスク
東京海上アセットマネジメント サービスデスク
0120-712-016（営業日の9時～17時）
ホームページ
<https://www.tokiomarineam.co.jp/>
- f. 申込手数料は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご覧ください。
- g. 上記にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます（本書において、同じ。）。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取り扱いします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。ただし、確定拠出年金制度に基づく受益者である場合には制限はありません。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象資産の評価方法＞

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、上場されている取引所における計算日（外国株式の場合は、計算時に知り得る直近の日）の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額
不動産 投資信託証券	原則として、計算日の取引所における最終相場で評価します。

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、2014年11月10日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 ①信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年7月24日から翌年7月23日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（※）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（※）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g. 上記f. の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「②信託約款の変更」b. の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- i. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「②信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

④ 運用報告書

毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (<https://www.tokiomarineam.co.jp/>) に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

① 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

④ 買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第11期計算期間(2024年7月24日から2025年7月23日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 10 月 3 日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・円資産バランスファンド（年 1 回決算型）の 2024 年 7 月 24 日から 2025 年 7 月 23 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・円資産バランスファンド（年 1 回決算型）の 2025 年 7 月 23 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

東京海上・円資産バランスファンド（年1回決算型）

(1) 【貸借対照表】

		第10期 [2024年 7月23日現在]	第11期 [2025年 7月23日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		13,134,966,434	176,219,605
親投資信託受益証券		121,610,813,611	98,723,939,511
未収入金		1,336,001,481	993,435,109
未収利息		24,776	2,272
流動資産合計		136,081,806,302	99,893,596,497
資産合計		136,081,806,302	99,893,596,497
負債の部			
流動負債			
未払解約金		803,083,995	510,153,754
未払受託者報酬		16,075,810	11,540,626
未払委託者報酬		659,108,104	473,165,665
その他未払費用		326,343	326,343
流動負債合計		1,478,594,252	995,186,388
負債合計		1,478,594,252	995,186,388
純資産の部			
元本等			
元本	※1	129,426,300,758	96,376,126,263
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		5,176,911,292	2,522,283,846
（分配準備積立金）		3,716,466,950	2,936,093,161
元本等合計		134,603,212,050	98,898,410,109
純資産合計		134,603,212,050	98,898,410,109
負債純資産合計		136,081,806,302	99,893,596,497

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		第10期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月23日	第11期 自 2024年 7月24日 至 2025年 7月23日
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取利息		3, 182, 540	20, 992, 404
有価証券売買等損益		△2, 205, 568, 271	△512, 413, 226
営業収益合計		△2, 202, 385, 731	△491, 420, 822
営業費用			
支払利息		1, 136, 196	—
受託者報酬		35, 262, 319	25, 422, 622
委託者報酬		1, 445, 755, 007	1, 042, 327, 496
その他費用		658, 095	658, 095
営業費用合計		1, 482, 811, 617	1, 068, 408, 213
営業利益又は営業損失（△）		△3, 685, 197, 348	△1, 559, 829, 035
経常利益又は経常損失（△）		△3, 685, 197, 348	△1, 559, 829, 035
当期純利益又は当期純損失（△）		△3, 685, 197, 348	△1, 559, 829, 035
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△768, 019, 425	△347, 179, 619
期首剰余金又は期首欠損金（△）		11, 155, 864, 702	5, 176, 911, 292
剰余金増加額又は欠損金減少額		497, 743, 398	553, 965, 941
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		497, 743, 398	553, 965, 941
剰余金減少額又は欠損金増加額		3, 559, 518, 885	1, 995, 943, 971
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3, 559, 518, 885	1, 995, 943, 971
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	—
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		5, 176, 911, 292	2, 522, 283, 846

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第11期 自 2024年 7月24日 至 2025年 7月23日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第10期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月23日	第11期 自 2024年 7月24日 至 2025年 7月23日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第10期 [2024年 7月23日現在]	第11期 [2025年 7月23日現在]
1. ※1 期首元本額	175,648,916,149円	129,426,300,758円
期中追加設定元本額	10,138,535,287円	17,145,819,163円
期中一部解約元本額	56,361,150,678円	50,195,993,658円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	129,426,300,758口	96,376,126,263口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月23日	第11期 自 2024年 7月24日 至 2025年 7月23日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（431,637,592円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,678,654,494円）及び分配準備積立金（3,284,829,358円）より、分配対象額は9,395,121,444円（1万口当たり725.89円）ですが、分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（567,369,715円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,636,076,964円）及び分配準備積立金（2,368,723,446円）より、分配対象額は7,572,170,125円（1万口当たり785.67円）ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第10期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月23日	第11期 自 2024年 7月24日 至 2025年 7月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第10期 [2024年 7月23日現在]	第11期 [2025年 7月23日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はあります。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第10期（自 2023年7月25日 至 2024年7月23日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△435,801,832円
合計	△435,801,832円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第11期（自 2024年7月24日 至 2025年7月23日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	393,856,880円
合計	393,856,880円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第10期 [2024年 7月23日現在]		第11期 [2025年 7月23日現在]	
1口当たり純資産額	1.0400円	1口当たり純資産額	1.0262円
(1万口当たり純資産額	10,400円)	(1万口当たり純資産額	10,262円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託 受益証券	東京海上・円建て投資適格債券マザー ファンド	61,670,258,046	68,589,660,998	
	TMA日本REITマザーファンド	4,765,356,945	15,024,693,911	
	東京海上・高配当低ボラティリティ 日本株マザーファンド	3,954,456,961	15,109,584,602	
親投資信託受益証券 合計		70,390,071,952	98,723,939,511	
合計		70,390,071,952	98,723,939,511	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」、「TMA日本REITマザーファンド」、「東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[2024年 7月23日現在]	[2025年 7月23日現在]
区 分	注記 番号	金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,426,018,221	2,443,817,070
国債証券		16,009,451,000	11,883,602,580
地方債証券		54,465,929,925	31,985,058,575
特殊債券		10,630,868,000	3,932,787,000
社債券		229,585,818,690	175,950,008,150
コマーシャル・ペーパー		—	2,998,422,754
未収入金		5,470,290,000	3,141,200,000
未収利息		607,302,954	641,010,550
前払費用		6,271,034	3,752,288
流動資産合計		320,201,949,824	232,979,658,967
資産合計		320,201,949,824	232,979,658,967
負債の部			
流動負債			
未払金		2,300,000,000	2,499,506,545
未払解約金		2,864,244,601	1,683,699,406
流動負債合計		5,164,244,601	4,183,205,951
負債合計		5,164,244,601	4,183,205,951
純資産の部			
元本等			
元本	※1	273,967,110,833	205,706,644,406
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		41,070,594,390	23,089,808,610
元本等合計		315,037,705,223	228,796,453,016
純資産合計		315,037,705,223	228,796,453,016
負債純資産合計		320,201,949,824	232,979,658,967

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2024年 7月24日 至 2025年 7月23日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパー 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2023年 7月25日 至 2024年 7月23日	自 2024年 7月24日 至 2025年 7月23日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2024年 7月23日現在]	[2025年 7月23日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	364,924,106,534円	273,967,110,833円
同期中における追加設定元本額	21,513,679,616円	19,982,115,410円
同期中における一部解約元本額	112,470,675,317円	88,242,581,837円
同期末における元本額	273,967,110,833円	205,706,644,406円
元本の内訳＊		
東京海上・円建て投資適格債券ファンド（毎月決算型）	12,973,486,912円	10,509,887,139円
東京海上・円建て投資適格債券ファンド（年2回決算型）	2,964,114,331円	2,643,710,162円
東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）	176,081,402,243円	130,882,789,059円
東京海上・円資産バランスファンド（年1回決算型）	81,784,295,432円	61,670,258,046円
TMA債券バランスファンド＜適格機関投資家限定＞	163,811,915円	—円
計	273,967,110,833円	205,706,644,406円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	273,967,110,833口	205,706,644,406口

(注) ＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2023年 7月25日 至 2024年 7月23日	自 2024年 7月24日 至 2025年 7月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2024年 7月23日現在]	[2025年 7月23日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はあります。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2023年7月25日 至 2024年7月23日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△806,313,000円
地方債証券	△2,131,653,575円
特殊債券	△324,386,000円
社債券	△3,656,104,560円
合計	△6,918,457,135円

(注1) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年9月26日から2024年7月23日まで)を指しております。

(自 2024年7月24日 至 2025年7月23日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△1,144,205,152円
地方債証券	△4,048,462,925円
特殊債券	△365,334,000円
社債券	△8,384,435,100円
コマーシャル・ペーパー	—円
合計	△13,942,437,177円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年9月25日から2025年7月23日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[2024年 7月23日現在]		[2025年 7月23日現在]	
1口当たり純資産額	1.1499円	1口当たり純資産額	1.1122円
(1万口当たり純資産額	11,499円)	(1万口当たり純資産額	11,122円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	第25回利付国債(30年)	100,000,000	105,430,000	
	第26回利付国債(30年)	100,000,000	106,189,000	
	第27回利付国債(30年)	200,000,000	213,646,000	
	第28回利付国債(30年)	300,000,000	319,014,000	
	第29回利付国債(30年)	100,000,000	104,712,000	
	第30回利付国債(30年)	300,000,000	308,823,000	
	第31回利付国債(30年)	200,000,000	202,182,000	
	第32回利付国債(30年)	300,000,000	305,184,000	
	第33回利付国債(30年)	500,000,000	486,145,000	
	第34回利付国債(30年)	500,000,000	495,670,000	
	第35回利付国債(30年)	500,000,000	479,220,000	
	第36回利付国債(30年)	500,000,000	475,915,000	
	第37回利付国債(30年)	500,000,000	465,930,000	
	第38回利付国債(30年)	500,000,000	455,455,000	
	第39回利付国債(30年)	200,000,000	184,358,000	

	第163回利付国債（20年）	100,000,000	85,698,000	
	第168回利付国債（20年）	200,000,000	160,846,000	
	第169回利付国債（20年）	200,000,000	157,190,000	
	第172回利付国債（20年）	100,000,000	77,978,000	
	第173回利付国債（20年）	200,000,000	154,724,000	
	第174回利付国債（20年）	400,000,000	306,984,000	
	第175回利付国債（20年）	1,000,000,000	774,510,000	
	第176回利付国債（20年）	1,000,000,000	768,480,000	
	第177回利付国債（20年）	600,000,000	449,688,000	
	第180回利付国債（20年）	700,000,000	551,313,000	
	第181回利付国債（20年）	700,000,000	557,620,000	
	第182回利付国債（20年）	700,000,000	574,049,000	
	第183回利付国債（20年）	700,000,000	600,411,000	
	第184回利付国債（20年）	700,000,000	567,791,000	
	第185回利付国債（20年）	400,000,000	322,552,000	
	第186回利付国債（20年）	700,000,000	601,678,000	
	第27回利付国債（物価連動・10年）	400,000,000	464,217,580	
国債証券 合計		13,600,000,000	11,883,602,580	
地方債証券	第6回東京都公募公債（30年）	100,000,000	105,979,000	
	第7回東京都公募公債（30年）	100,000,000	104,219,000	
	第35回東京都公募公債（20年）	700,000,000	575,134,000	
	第37回東京都公募公債（20年）	400,000,000	305,032,000	
	平成30年度第9回北海道公募公債（20年）	300,000,000	248,889,000	
	令和元年度第4回北海道公募公債（20年）	500,000,000	386,100,000	
	第37回神奈川県公募公債（20年）	200,000,000	164,424,000	
	第52回神奈川県公募公債（20年）	600,000,000	477,678,000	
	第53回神奈川県公募公債（20年）	800,000,000	710,288,000	
	第17回大阪府公募公債（20年）	200,000,000	166,194,000	
	第24回大阪府公募公債（20年）	300,000,000	247,923,000	
	第25回大阪府公募公債（20年）	500,000,000	430,655,000	

平成30年度第5回京都府公募公債（20年）	200,000,000	166,580,000	
令和5年度第4回京都府公募公債（20年）	300,000,000	245,454,000	
第45回兵庫県公募公債（20年）	600,000,000	472,422,000	
第46回兵庫県公募公債（20年）	300,000,000	263,082,000	
第47回兵庫県公募公債（20年）	800,000,000	690,064,000	
第2回静岡県公募公債（30年）	300,000,000	313,590,000	
第19回静岡県公募公債（20年）	300,000,000	286,728,000	
第35回静岡県公募公債（20年）	300,000,000	238,839,000	
第38回静岡県公募公債（20年）	600,000,000	521,076,000	
令和5年度第4回愛知県公募公債（20年）	600,000,000	472,506,000	
令和6年度第4回愛知県公募公債（20年）	500,000,000	438,515,000	
令和6年度第12回愛知県公募公債（20年）	400,000,000	352,372,000	
平成31年度第1回広島県公募公債（20年）	400,000,000	315,296,000	
令和2年度第1回広島県公募公債（20年）	600,000,000	450,438,000	
令和5年度第1回広島県公募公債（20年）	400,000,000	330,564,000	
第22回埼玉県公募公債（20年）	400,000,000	331,284,000	
第23回埼玉県公募公債（20年）	100,000,000	82,128,000	
第24回埼玉県公募公債（20年）	100,000,000	78,780,000	
令和5年度第1回福岡県公募公債（20年）	400,000,000	314,928,000	
令和5年度第2回福岡県公募公債（20年）	300,000,000	238,452,000	
令和6年度第1回福岡県公募公債（20年）	600,000,000	519,738,000	
令和6年度第2回福岡県公募公債（20年）	500,000,000	429,295,000	
第33回千葉県公募公債（20年）	300,000,000	253,443,000	

第34回千葉県公募公債（20年）	700,000,000	589,631,000	
第35回千葉県公募公債（20年）	500,000,000	427,195,000	
第36回千葉県公募公債（20年）	800,000,000	719,656,000	
平成30年度第1回新潟県公募公債	200,000,000	166,356,000	
令和2年度第1回新潟県公募公債	800,000,000	605,792,000	
第10回群馬県公募公債（20年）	200,000,000	154,956,000	
第14回群馬県公募公債（20年）	500,000,000	393,685,000	
第15回群馬県公募公債（20年）	400,000,000	350,776,000	
平成30年度第2回島根県公募公債	200,000,000	166,332,000	
令和2年度第2回島根県公募公債	800,000,000	606,304,000	
令和5年度第1回島根県公募公債	300,000,000	248,397,000	
令和5年度第3回奈良県公募公債	300,000,000	248,721,000	
令和6年度第3回奈良県公募公債	600,000,000	530,244,000	
第34回大阪市公募公債（20年）	800,000,000	719,656,000	
第3回名古屋市公募公債（30年）	100,000,000	105,139,000	
第6回名古屋市公募公債（30年）	100,000,000	101,985,000	
第22回名古屋市公募公債（20年）	300,000,000	236,313,000	
第27回名古屋市公募公債（20年）	500,000,000	395,555,000	
第29回名古屋市公募公債（20年）	600,000,000	515,772,000	
第30回名古屋市公募公債（20年）	300,000,000	284,511,000	
第17回京都市公募公債（20年）	400,000,000	331,560,000	
第18回京都市公募公債（20年）	400,000,000	306,368,000	
第48回横浜市公募公債（20年）	700,000,000	551,495,000	
第49回横浜市公募公債（20年）	300,000,000	257,886,000	

令和２年度第５回札幌市公募公債 （２０年）	700,000,000	528,486,000	
令和６年度第１回札幌市公募公債 （２０年）	700,000,000	587,384,000	
第３３回川崎市公募公債（２０ 年）	200,000,000	152,430,000	
第４２回川崎市公募公債（２０ 年）	400,000,000	343,848,000	
第４３回川崎市公募公債（２０ 年）	500,000,000	427,195,000	
平成３１年度第３回福岡市公募公 債（２０年）	600,000,000	472,884,000	
２０２３年度第３回福岡市公募公 債（２０年）	400,000,000	324,468,000	
平成３０年度第２回広島市公募公 債	400,000,000	332,148,000	
令和元年度第４回広島市公募公債	400,000,000	306,332,000	
令和２年度第２回広島市公募公債	500,000,000	378,555,000	
平成３０年度第２回仙台市公募公 債	500,000,000	418,325,000	
令和５年度第３回千葉市公募公債	300,000,000	236,181,000	
令和５年度第５回千葉市公募公債	300,000,000	249,228,000	
令和６年度第３回千葉市公募公債	400,000,000	350,776,000	
令和２年度第３回福井県公募公債	600,000,000	456,018,000	
令和５年度第４回福井県公募公債	300,000,000	238,473,000	
第５回神奈川県住宅供給公社債券	600,000,000	499,494,000	
第７回神奈川県住宅供給公社債券	300,000,000	236,451,000	
第８回地方公共団体金融機構債券 （３０年）	200,000,000	212,474,000	
第１０６回地方公共団体金融機構 債券	400,000,000	314,168,000	
第１０７回地方公共団体金融機構 債券	400,000,000	331,708,000	
第１０８回地方公共団体金融機構 債券	300,000,000	251,721,000	
第１１１回地方公共団体金融機構 債券	100,000,000	83,183,000	
第１１２回地方公共団体金融機構 債券	400,000,000	348,148,000	
第１１７回地方公共団体金融機構 債券	200,000,000	177,532,000	
第１１回広島県・広島市折半保証 広島高速道路債券	300,000,000	259,515,000	

	第135回愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券	400,000,000	346,364,000	
	第151回愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券	400,000,000	297,652,000	
	第148回福岡北九州高速道路債券	500,000,000	430,375,000	
	第24回東京都住宅供給公社債券	500,000,000	425,610,000	
	第26回東京都住宅供給公社債券	600,000,000	507,402,000	
	第29回東京都住宅供給公社債券	200,000,000	165,534,000	
	第30回東京都住宅供給公社債券	135,000,000	126,841,950	
	第32回東京都住宅供給公社債券	300,000,000	226,431,000	
	第33回東京都住宅供給公社債券	217,500,000	199,349,625	
地方債証券 合計		38,452,500,000	31,985,058,575	
特殊債券	第61回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,938,000	
	第293回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	400,000,000	340,308,000	
	第296回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	172,312,000	
	第301回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	260,172,000	
	第304回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	614,418,000	
	第314回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	256,986,000	
	第316回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	85,254,000	
	第322回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	254,253,000	
	第325回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	84,438,000	
	第328回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	507,732,000	
	第358回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	400,000,000	332,464,000	
	第379回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	237,873,000	
	第22回政府保証民間都市開発債券	400,000,000	299,384,000	
	第23回政府保証民間都市開発債券	500,000,000	380,255,000	
特殊債券 合計		4,700,000,000	3,932,787,000	
社債券	第16回新関西国際空港株式会社社債	300,000,000	282,483,000	

第 2 3 回新関西国際空港株式会社社債	500,000,000	397,645,000	
第 1 1 3 回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	200,000,000	151,148,000	
第 1 3 0 回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	500,000,000	378,590,000	
第 1 4 7 回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	200,000,000	145,756,000	
第 1 7 5 回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	300,000,000	233,595,000	
第 3 4 回日本政策投資銀行債券	200,000,000	213,354,000	
第 4 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	213,578,000	
第 3 1 3 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	800,000,000	642,960,000	
第 3 1 8 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	800,000,000	654,896,000	
第 3 2 7 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	800,000,000	679,360,000	
第 3 3 2 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	800,000,000	687,728,000	
第 1 3 3 回都市再生債券	200,000,000	174,334,000	
第 1 5 6 回都市再生債券	400,000,000	307,248,000	
第 1 6 0 回都市再生債券	400,000,000	301,604,000	
第 1 6 7 回都市再生債券	300,000,000	222,282,000	
第 1 9 6 回都市再生債券	300,000,000	257,883,000	
第 3 5 5 回一般担保住宅金融支援機構債券	300,000,000	233,571,000	
第 3 5 7 回一般担保住宅金融支援機構債券	800,000,000	644,216,000	
第 3 5 8 回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	334,876,000	
第 2 5 回成田国際空港株式会社社債	300,000,000	251,289,000	
第 3 5 回成田国際空港株式会社社債	100,000,000	74,783,000	
第 3 7 回成田国際空港株式会社社債	300,000,000	227,172,000	
第 3 9 回成田国際空港株式会社社債	400,000,000	344,760,000	
第 4 1 回成田国際空港株式会社社債	600,000,000	454,548,000	
第 3 3 回国際協力機構債券	100,000,000	93,054,000	
第 5 4 回国際協力機構債券	200,000,000	150,952,000	

第56回国際協力機構債券	700,000,000	525,399,000	
第77回国際協力機構債券	900,000,000	739,602,000	
第81回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	200,000,000	188,922,000	
第99回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	500,000,000	434,240,000	
第164回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	300,000,000	241,986,000	
第1回ミライト・ワン株式会社無担保社債	500,000,000	489,205,000	
第3回I N P E X株式会社無担保社債	400,000,000	368,928,000	
第27回株式会社大林組無担保社債	300,000,000	294,264,000	
第11回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	700,000,000	681,576,000	
第50回鹿島建設株式会社無担保社債	300,000,000	290,844,000	
第15回西松建設株式会社無担保社債	400,000,000	391,392,000	
第5回住友林業株式会社無担保社債	200,000,000	195,564,000	
第23回積水ハウス株式会社無担保社債	500,000,000	499,255,000	
第25回積水ハウス株式会社無担保社債	900,000,000	885,384,000	
第3回パーソルホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	295,191,000	
第16回森永乳業株式会社無担保社債	200,000,000	194,784,000	
第20回森永乳業株式会社無担保社債	400,000,000	384,352,000	
第1回雪印メグミルク株式会社無担保社債	400,000,000	387,212,000	
第1回株式会社博報堂D Yホールディングス無担保社債	300,000,000	297,045,000	
第26回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	189,692,000	
第24回キリンホールディングス株式会社無担保社債	1,000,000,000	960,030,000	
第25回キリンホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	199,990,000	
第27回キリンホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	199,576,000	

第10回サントリーホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	185,650,000	
第12回サントリーホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	558,852,000	
第2回株式会社J-オイルミルズ無担保社債	400,000,000	394,464,000	
第35回双日株式会社無担保社債	300,000,000	294,162,000	
第32回味の素株式会社無担保社債	700,000,000	660,331,000	
第2回日清食品ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	193,420,000	
第18回日本たばこ産業株式会社社債	500,000,000	496,670,000	
第19回日本たばこ産業株式会社社債	600,000,000	585,414,000	
第7回日鉄興和不動産株式会社無担保社債	500,000,000	491,280,000	
第8回日鉄興和不動産株式会社無担保社債	200,000,000	197,712,000	
第7回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債	300,000,000	293,160,000	
第9回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債	500,000,000	488,605,000	
第10回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債	200,000,000	198,062,000	
第14回ヒューリック株式会社無担保社債	600,000,000	587,640,000	
第15回ヒューリック株式会社無担保社債	500,000,000	497,065,000	
第43回東洋紡株式会社無担保社債	200,000,000	192,718,000	
第8回トヨタ紡織株式会社無担保社債	200,000,000	190,714,000	
第18回野村不動産ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	293,991,000	
第27回森ビル株式会社無担保社債	200,000,000	196,284,000	
第19回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債	700,000,000	658,126,000	
第36回東レ株式会社無担保社債	500,000,000	476,675,000	
第29回旭化成株式会社無担保社債	700,000,000	669,522,000	
第35回王子製紙株式会社無担保社債	300,000,000	291,351,000	

第40回王子ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	188,606,000	
第25回レンゴー株式会社無担保社債	200,000,000	193,848,000	
第32回レンゴー株式会社無担保社債	200,000,000	189,370,000	
第59回住友化学株式会社無担保社債	100,000,000	97,224,000	
第61回住友化学株式会社無担保社債	400,000,000	383,480,000	
第9回株式会社クレハ無担保社債	100,000,000	97,723,000	
第27回株式会社トクヤマ無担保社債	300,000,000	293,886,000	
第15回イビデン株式会社無担保社債	200,000,000	195,774,000	
第4回エア・ウォーター株式会社無担保社債	400,000,000	389,404,000	
第11回エア・ウォーター株式会社無担保社債	500,000,000	463,580,000	
第6回日本酸素ホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	398,020,000	
第23回三菱瓦斯化学株式会社無担保社債	400,000,000	375,280,000	
第60回三井化学株式会社無担保社債	200,000,000	199,940,000	
第62回三井化学株式会社無担保社債	500,000,000	492,800,000	
第2回KHネオケム株式会社無担保社債	100,000,000	98,385,000	
第17回ダイセル化学工業株式会社無担保社債	200,000,000	188,328,000	
第22回UBE株式会社無担保社債	200,000,000	198,856,000	
第5回日本化薬株式会社無担保社債	600,000,000	600,732,000	
第6回日本化薬株式会社無担保社債	200,000,000	200,246,000	
第14回株式会社野村総合研究所無担保社債	200,000,000	190,528,000	
第16回武田薬品工業株式会社無担保社債	400,000,000	366,000,000	
第18回武田薬品工業株式会社無担保社債	1,000,000,000	996,640,000	
第4回アステラス製薬株式会社無担保社債	200,000,000	195,912,000	

第2回株式会社ツムラ無担保社債	600,000,000	591,090,000	
第4回大塚ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	288,156,000	
第7回大塚ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,486,000	
第11回関西ペイント株式会社無担保社債	300,000,000	295,533,000	
第3回artience株式会社無担保社債	200,000,000	200,330,000	
第24回株式会社オリエンタルランド無担保社債	400,000,000	378,664,000	
第13回住友三井オートサービス株式会社無担保社債	300,000,000	297,819,000	
第20回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	198,238,000	
第22回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	680,785,000	
第23回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	481,490,000	
第24回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	1,000,000,000	997,980,000	
第4回ENEOSホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	374,268,000	
第2回コスモエネルギーホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,672,000	
第3回インフロニアHD株式会社無担保社債	500,000,000	486,030,000	
第16回横浜ゴム株式会社無担保社債	500,000,000	462,765,000	
第16回株式会社ブリヂストン無担保社債	1,000,000,000	978,890,000	
第5回AGC株式会社無担保社債	1,000,000,000	988,220,000	
第3回日本製鉄株式会社無担保社債	200,000,000	191,280,000	
第72回株式会社神戸製鋼所無担保社債	300,000,000	298,092,000	
第38回ジェイエフイーホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	195,686,000	
第39回ジェイエフイーホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	582,612,000	
第18回株式会社フジクラ無担保社債	300,000,000	298,998,000	
第1回株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ無担保社債（劣	100,000,000	99,631,000	

第1回住友生命2023基金流動化株式会社無担保社債	800,000,000	780,768,000	
第2回東洋製罐グループホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	294,120,000	
第17回株式会社小松製作所無担保社債	400,000,000	396,436,000	
第15回株式会社クボタ無担保社債	300,000,000	278,085,000	
第32回ダイキン工業株式会社無担保社債	500,000,000	485,835,000	
第6回株式会社タダノ無担保社債	200,000,000	197,428,000	
第3回グローリー株式会社無担保社債	500,000,000	490,700,000	
第57回日本精工株式会社無担保社債	200,000,000	195,372,000	
第7回株式会社ジェイテクト無担保社債	200,000,000	195,434,000	
第23回株式会社日立製作所無担保社債	200,000,000	189,624,000	
第32回富士電機株式会社無担保社債	100,000,000	98,292,000	
第1回オムロン株式会社無担保社債	300,000,000	299,034,000	
第3回株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション無担保社債	100,000,000	97,672,000	
第63回日本電気株式会社無担保社債	400,000,000	367,812,000	
第64回日本電気株式会社無担保社債	500,000,000	490,015,000	
第65回日本電気株式会社無担保社債	200,000,000	192,664,000	
第23回セイコーエプソン株式会社無担保社債	400,000,000	397,500,000	
第24回パナソニック株式会社無担保社債	700,000,000	686,420,000	
第27回パナソニック株式会社無担保社債	300,000,000	298,266,000	
第29回パナソニック株式会社無担保社債	400,000,000	400,028,000	
第31回パナソニック株式会社無担保社債	600,000,000	599,118,000	
第41回ソニーグループ株式会社無担保社債	200,000,000	187,568,000	
第43回ソニーグループ株式会社無担保社債	1,000,000,000	984,410,000	

第13回TDK株式会社無担保社債	700,000,000	694,393,000	
第7回スタンレー電気株式会社無担保社債	300,000,000	291,729,000	
第30回J A三井リース株式会社無担保社債	300,000,000	294,702,000	
第31回J A三井リース株式会社無担保社債	300,000,000	293,691,000	
第33回J A三井リース株式会社無担保社債	300,000,000	296,280,000	
第7回コンコルディア・フィナンシャルグループ（劣後）	500,000,000	499,615,000	
第8回コンコルディア・フィナンシャルグループ（劣後）	500,000,000	495,920,000	
第33回いすゞ自動車株式会社無担保社債	400,000,000	390,796,000	
第3回株式会社メニコン無担保社債	100,000,000	97,732,000	
第8回大日本印刷株式会社無担保社債	800,000,000	788,536,000	
第9回大日本印刷株式会社無担保社債	900,000,000	885,852,000	
第5回株式会社ニフコ無担保社債	300,000,000	292,095,000	
第17回株式会社岡村製作所無担保社債	400,000,000	394,548,000	
第8回長瀬産業株式会社無担保社債	400,000,000	370,152,000	
第10回長瀬産業株式会社無担保社債	200,000,000	192,414,000	
第7回兼松株式会社無担保社債	200,000,000	200,004,000	
第63回三井物産株式会社無担保社債	200,000,000	204,654,000	
第83回三菱商事株式会社無担保社債	600,000,000	564,858,000	
第84回三菱商事株式会社無担保社債	600,000,000	598,950,000	
第85回三菱商事株式会社無担保社債	600,000,000	598,080,000	
第36回阪和興業株式会社無担保社債	200,000,000	195,448,000	
第7回岩谷産業株式会社無担保社債	200,000,000	195,062,000	
第3回稲畑産業株式会社無担保社債	300,000,000	295,884,000	

第4回稲畑産業株式会社無担保社債	200,000,000	196,132,000	
第46回株式会社丸井グループ無担保社債	200,000,000	197,522,000	
第102回株式会社クレディセゾン無担保社債	500,000,000	489,285,000	
第105回株式会社クレディセゾン無担保社債	300,000,000	293,361,000	
第106回株式会社クレディセゾン無担保社債	200,000,000	197,882,000	
第26回イオン株式会社無担保社債	400,000,000	392,812,000	
第36回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	700,000,000	668,325,000	
第37回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	900,000,000	887,157,000	
第39回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	500,000,000	496,345,000	
第2回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	200,000,000	197,984,000	
第3回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	300,000,000	277,344,000	
第7回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	200,000,000	195,514,000	
第7回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	200,000,000	186,618,000	
第13回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	800,000,000	793,144,000	
第14回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	600,000,000	591,360,000	
第3回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	430,000,000	428,619,700	
第6回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	800,000,000	786,688,000	
第15回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	600,000,000	599,646,000	
第16回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	800,000,000	789,664,000	
第23回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	300,000,000	297,264,000	
第4回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	725,000,000	717,365,750	
第23回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	628,596,000	

第24回株式会社三菱東京UFJ 銀行無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	406,532,000	
第26回株式会社三菱東京UFJ 銀行無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	200,576,000	
第29回株式会社三菱東京UFJ 銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	100,551,000	
第33回株式会社三菱東京UFJ 銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	100,915,000	
第4回株式会社三井住友フィナン シャルグループ（劣後）	800,000,000	779,936,000	
第7回株式会社三井住友フィナン シャルグループ（劣後）	480,000,000	479,961,600	
第9回株式会社三井住友フィナン シャルグループ（劣後）	240,000,000	238,485,600	
第13回株式会社三井住友フィナ ンシャルグループ（劣後）	130,000,000	128,995,100	
第14回株式会社三井住友フィナ ンシャルグループ（劣後）	710,000,000	693,840,400	
第6回株式会社三井住友フィナン シャルグループ	800,000,000	757,848,000	
第9回株式会社りそな銀行無担保 社債（劣後特約付）	500,000,000	505,880,000	
第12回株式会社りそな銀行無担 保社債（劣後特約付）	800,000,000	810,656,000	
第6回株式会社群馬銀行無担保社 債（劣後）	800,000,000	791,152,000	
第7回株式会社群馬銀行無担保社 債（劣後）	300,000,000	295,794,000	
第8回株式会社群馬銀行無担保社 債（劣後）	200,000,000	199,708,000	
第8回三菱UFJ信託銀行株式会 社無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	100,251,000	
第6回住友信託銀行株式会社無担 保社債（劣後特約付）	600,000,000	606,900,000	
第8回住友信託銀行株式会社無担 保社債（劣後特約付）	400,000,000	407,296,000	
第13回住友信託銀行株式会社無 担保社債（劣後特約付）	300,000,000	302,751,000	
第12回株式会社セブン銀行無担 保社債	500,000,000	490,580,000	
第23回株式会社みずほフィナン シャルグループ無担保社債（劣後	500,000,000	473,840,000	
第28回株式会社みずほフィナン シャルグループ無担保社債（劣後	1,200,000,000	1,132,884,000	

第29回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債（劣後	500,000,000	493,560,000	
第30回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債（劣後	500,000,000	483,390,000	
第31回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債（劣後	700,000,000	693,819,000	
第25回株式会社三井住友銀行無担保社債（劣後特約付）	500,000,000	504,440,000	
第28回株式会社三井住友銀行無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	607,266,000	
第5回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	100,728,000	
第7回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	204,036,000	
第9回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	500,000,000	509,995,000	
第15回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	210,012,000	
第18回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	403,868,000	
第41回芙蓉総合リース株式会社無担保社債	400,000,000	392,212,000	
第42回芙蓉総合リース株式会社無担保社債	400,000,000	393,672,000	
第24回みずほリース株式会社無担保社債	500,000,000	480,510,000	
第3回NTTファイナンス株式会社無担保社債	600,000,000	558,018,000	
第30回NTTファイナンス株式会社無担保社債	800,000,000	757,800,000	
第34回NTTファイナンス株式会社無担保社債	1,000,000,000	959,770,000	
第87回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	400,000,000	389,492,000	
第41回SBIホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,420,000	
第109回トヨタファイナンス株式会社無担保社債	500,000,000	499,500,000	
第44回リコーリース株式会社無担保社債	400,000,000	391,984,000	
第46回リコーリース株式会社無担保社債	300,000,000	295,002,000	
第24回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	99,944,000	

第9回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	600,000,000	594,060,000	
第38回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債	500,000,000	490,435,000	
第217回オリックス株式会社無担保社債	600,000,000	587,592,000	
第45回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債	400,000,000	392,232,000	
第46回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債	200,000,000	198,658,000	
第48回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債	500,000,000	498,295,000	
第45回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	300,000,000	299,298,000	
第4回野村ホールディングス株式会社無担保社債（劣後）	200,000,000	200,106,000	
第5回野村ホールディングス無担保社債	500,000,000	493,590,000	
第1回株式会社SBI証券無担保社債（劣後）	200,000,000	200,166,000	
第10回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債	1,000,000,000	997,140,000	
第2回損害保険ジャパン株式会社無担保社債	300,000,000	277,632,000	
第28回NECキャピタルソリューション株式会社無担保社債	400,000,000	398,016,000	
第42回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	104,063,000	
第47回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	101,479,000	
第48回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	101,548,000	
第83回三井不動産株式会社無担保社債	300,000,000	278,304,000	
第84回三井不動産株式会社無担保社債	300,000,000	282,111,000	
第87回三井不動産株式会社無担保社債	900,000,000	854,127,000	
第65回三菱地所株式会社無担保社債	200,000,000	204,564,000	
第111回住友不動産株式会社無担保社債	500,000,000	490,455,000	
第8回NTTファイナンス株式会社無担保社債	300,000,000	305,649,000	

第111回東武鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	188,032,000	
第112回東武鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	425,935,000	
第116回東武鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	416,185,000	
第119回東武鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	406,200,000	
第121回東武鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	616,688,000	
第123回東武鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	539,420,000	
第135回東武鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	95,242,000	
第36回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	281,931,000	
第37回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	183,670,000	
第38回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	366,488,000	
第41回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	537,915,000	
第45回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	567,876,000	
第1回東急株式会社無担保社債	200,000,000	151,578,000	
第4回東急株式会社無担保社債	600,000,000	460,548,000	
第17回東急株式会社無担保社債	600,000,000	561,066,000	
第82回東京急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	580,980,000	
第84回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	86,229,000	
第85回東京急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	517,284,000	
第88回東京急行電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	572,572,000	
第40回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	300,000,000	257,646,000	
第41回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	588,392,000	
第42回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	581,756,000	
第43回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	482,988,000	
第44回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	303,400,000	

第45回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	458,298,000	
第72回小田急電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	426,455,000	
第74回小田急電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	592,823,000	
第77回小田急電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	500,202,000	
第80回小田急電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	409,885,000	
第84回小田急電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	310,800,000	
第88回小田急電鉄株式会社無担保社債	800,000,000	617,016,000	
第26回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	102,904,000	
第37回京王電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	504,666,000	
第39回京王電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	416,800,000	
第42回京王電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	308,932,000	
第52回京成電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	492,324,000	
第53回京成電鉄株式会社無担保社債	800,000,000	641,592,000	
第54回京成電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	305,836,000	
第57回京成電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	302,356,000	
第73回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	103,503,000	
第86回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	302,946,000	
第91回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	302,559,000	
第103回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	400,000,000	390,360,000	
第120回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	500,000,000	428,670,000	
第143回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	227,904,000	
第198回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	165,176,000	

第200回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	700,000,000	630,021,000	
第201回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	800,000,000	720,792,000	
第36回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	196,224,000	
第40回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	374,812,000	
第61回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	614,112,000	
第84回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	1,100,000,000	1,097,998,000	
第37回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	207,008,000	
第65回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	500,000,000	502,920,000	
第69回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	292,428,000	
第89回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	266,628,000	
第90回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	400,000,000	350,388,000	
第13回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	100,870,000	
第14回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	100,614,000	
第16回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	88,699,000	
第18回東京地下鉄株式会社社債	200,000,000	167,670,000	
第23回東京地下鉄株式会社社債	400,000,000	338,484,000	
第26回東京地下鉄株式会社社債	400,000,000	334,048,000	
第29回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	82,156,000	
第38回東京地下鉄株式会社社債	600,000,000	454,386,000	
第49回東京地下鉄株式会社社債	300,000,000	224,820,000	
第62回東京地下鉄株式会社社債	400,000,000	334,692,000	
第64回東京地下鉄株式会社社債	200,000,000	199,716,000	
第1回株式会社西武ホールディングス無担保社債	600,000,000	558,942,000	
第2回株式会社西武ホールディングス無担保社債	500,000,000	456,245,000	
第3回株式会社西武ホールディングス無担保社債	300,000,000	290,550,000	
第45回西日本鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	191,198,000	
第46回西日本鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	339,932,000	

第４７回西日本鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	428,635,000	
第４８回西日本鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	417,210,000	
第５１回西日本鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	233,346,000	
第５６回西日本鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	469,315,000	
第９９回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	467,500,000	
第１０２回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	641,816,000	
第１０６回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	391,536,000	
第１１１回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	554,862,000	
第１１７回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	900,000,000	675,162,000	
第１２７回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	393,112,000	
第４７回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	298,869,000	
第４９回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	690,192,000	
第５１回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	572,656,000	
第５４回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	373,160,000	
第７３回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	276,378,000	
第４０回南海電気鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	286,323,000	
第４１回南海電気鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	375,528,000	
第４２回南海電気鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	278,433,000	
第４３回南海電気鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	585,368,000	
第４４回南海電気鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	490,608,000	
第４５回南海電気鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	183,480,000	
第４６回南海電気鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	378,290,000	

第52回南海電気鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	284,790,000	
第30回京阪ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	562,548,000	
第32回京阪ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	527,919,000	
第52回名古屋鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	516,000,000	
第54回名古屋鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	423,595,000	
第55回名古屋鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	333,344,000	
第56回名古屋鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	245,070,000	
第57回名古屋鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	411,290,000	
第58回名古屋鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	395,810,000	
第59回名古屋鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	151,940,000	
第63回名古屋鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	225,231,000	
第70回名古屋鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	458,925,000	
第1回株式会社日新無担保社債	200,000,000	197,620,000	
第12回センコー株式会社無担保社債	500,000,000	498,800,000	
第9回ニッコンホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	565,470,000	
第12回ニッコンホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	396,400,000	
第6回神奈川中央交通株式会社無担保社債	300,000,000	295,908,000	
第3回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	195,552,000	
第8回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	186,694,000	
第10回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	191,916,000	
第12回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	98,616,000	
第7回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	384,935,000	
第10回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	217,350,000	

第19回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	526,866,000	
第21回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	285,225,000	
第1回東京臨海高速鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	187,978,000	
第2回NIPPONEXPRESSホールディングス株式会社	300,000,000	283,521,000	
第2回日本貨物鉄道株式会社社債	300,000,000	226,512,000	
第4回日本貨物鉄道株式会社社債	100,000,000	80,243,000	
第6回日本貨物鉄道株式会社社債	600,000,000	520,218,000	
第8回日本貨物鉄道株式会社社債	200,000,000	194,552,000	
第1回日本航空株式会社無担保社債	700,000,000	691,852,000	
第3回日本航空株式会社無担保社債	500,000,000	481,800,000	
第7回日本航空株式会社無担保社債	600,000,000	562,704,000	
第17回三菱倉庫株式会社無担保社債	300,000,000	294,267,000	
第19回三菱倉庫株式会社無担保社債	400,000,000	302,376,000	
第19回三井倉庫ホールディングス無担保社債	200,000,000	197,402,000	
第6回株式会社住友倉庫無担保社債	700,000,000	577,689,000	
第10回澁澤倉庫株式会社無担保社債	200,000,000	200,418,000	
第35回KDDI株式会社無担保社債	600,000,000	579,630,000	
第38回KDDI株式会社無担保社債	400,000,000	388,776,000	
第39回KDDI株式会社無担保社債	400,000,000	383,460,000	
第13回ソフトバンク無担保社債	800,000,000	730,616,000	
第16回ソフトバンク無担保社債	700,000,000	634,641,000	
第18回ソフトバンク無担保社債	600,000,000	544,260,000	
第23回ソフトバンク無担保社債	700,000,000	648,256,000	
第28回ソフトバンク無担保社債	500,000,000	499,510,000	
第556回中部電力株式会社社債	300,000,000	278,559,000	
第566回中部電力株式会社社債	300,000,000	278,973,000	
第568回中部電力株式会社社債	200,000,000	187,664,000	
第541回関西電力株式会社社債	400,000,000	369,696,000	

第 5 4 8 回関西電力株式会社社債	400,000,000	370,452,000	
第 5 5 1 回関西電力株式会社社債	400,000,000	372,200,000	
第 5 6 7 回関西電力株式会社社債	500,000,000	471,900,000	
第 4 5 4 回中国電力株式会社社債	1,000,000,000	954,120,000	
第 4 5 7 回中国電力株式会社社債	800,000,000	758,472,000	
第 4 5 9 回中国電力株式会社社債	300,000,000	292,704,000	
第 3 1 8 回北陸電力株式会社社債	50,000,000	49,487,000	
第 3 4 9 回北陸電力株式会社社債	600,000,000	554,424,000	
第 5 4 4 回東北電力株式会社社債	500,000,000	463,065,000	
第 5 6 3 回東北電力株式会社社債	500,000,000	465,875,000	
第 5 7 1 回東北電力株式会社社債	500,000,000	481,315,000	
第 3 1 7 回四国電力株式会社社債	200,000,000	142,622,000	
第 3 2 3 回四国電力株式会社社債	500,000,000	465,435,000	
第 3 3 2 回四国電力株式会社社債	400,000,000	389,828,000	
第 5 0 7 回九州電力株式会社社債	300,000,000	278,784,000	
第 5 2 4 回九州電力株式会社社債	600,000,000	559,050,000	
第 5 2 7 回九州電力株式会社社債	700,000,000	665,420,000	
第 5 3 0 回九州電力株式会社社債	400,000,000	380,352,000	
第 3 9 1 回北海道電力株式会社社債	600,000,000	580,014,000	
第 3 9 6 回北海道電力株式会社社債	400,000,000	379,104,000	
第 3 5 回沖縄電力株式会社社債	400,000,000	378,160,000	
第 3 6 回沖縄電力株式会社社債	200,000,000	190,600,000	
第 1 5 回東京電力パワーグリッド株式会社社債	600,000,000	574,698,000	
第 2 6 回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	91,675,000	
第 3 1 回東京電力パワーグリッド株式会社社債	200,000,000	194,766,000	
第 3 2 回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	90,548,000	
第 4 0 回東京電力パワーグリッド株式会社社債	400,000,000	358,648,000	
第 4 5 回東京電力パワーグリッド株式会社社債	200,000,000	188,094,000	
第 4 6 回東京電力パワーグリッド株式会社社債	400,000,000	340,436,000	
第 4 8 回東京電力パワーグリッド株式会社社債	500,000,000	413,340,000	
第 5 0 回東京電力パワーグリッド株式会社社債	600,000,000	558,174,000	

	第5回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債	200,000,000	185,910,000	
	第36回東京瓦斯株式会社無担保社債	400,000,000	404,348,000	
	第37回東京瓦斯株式会社無担保社債	300,000,000	301,401,000	
	第43回東京瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	593,684,000	
	第48回東京瓦斯株式会社無担保社債	300,000,000	245,025,000	
	第55回東京瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	523,194,000	
	第68回東京瓦斯株式会社無担保社債	500,000,000	365,755,000	
	第73回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	83,661,000	
	第32回大阪瓦斯株式会社無担保社債	400,000,000	395,120,000	
	第42回大阪瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	148,174,000	
	第45回大阪瓦斯株式会社無担保社債	800,000,000	614,712,000	
	第52回大阪瓦斯株式会社無担保社債	300,000,000	244,620,000	
	第54回大阪瓦斯株式会社無担保社債	900,000,000	799,344,000	
	第44回東邦瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	522,417,000	
	第13回広島ガス株式会社無担保社債	600,000,000	582,954,000	
	第14回広島ガス株式会社無担保社債	300,000,000	281,355,000	
	第16回西部瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	193,426,000	
	第9回株式会社イチネンホールディングス無担保社債	300,000,000	293,772,000	
	第4回日本空港ビルデング株式会社無担保社債	200,000,000	196,112,000	
	第10回SCSK株式会社無担保社債	500,000,000	500,785,000	
	第7回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	400,000,000	391,772,000	
	社債券 合計	190,665,000,000	175,950,008,150	
	キリンHD	1,000,000,000	999,511,198	
	JFE	1,000,000,000	999,405,011	

コマーシャル・ペーパー	丸井グループ	1,000,000,000	999,506,545	
コマーシャル・ペーパー 合計		3,000,000,000	2,998,422,754	
合計		250,417,500,000	226,749,879,059	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「TMA日本REITマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[2024年 7月23日現在]	[2025年 7月23日現在]
区 分	注記 番号	金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,290,637,195	1,482,502,400
投資証券		41,236,852,600	45,539,224,250
未収入金		40,721,517	—
未収配当金		291,296,240	249,589,901
未収利息		2,434	19,114
流動資産合計		42,859,509,986	47,271,335,665
資産合計		42,859,509,986	47,271,335,665
負債の部			
流動負債			
未払解約金		395,846,574	359,611,985
流動負債合計		395,846,574	359,611,985
負債合計		395,846,574	359,611,985
純資産の部			
元本等			
元本	※1	14,740,287,089	14,878,973,248
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		27,723,376,323	32,032,750,432
元本等合計		42,463,663,412	46,911,723,680
純資産合計		42,463,663,412	46,911,723,680
負債純資産合計		42,859,509,986	47,271,335,665

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2024年 7月24日 至 2025年 7月23日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2023年 7月25日 至 2024年 7月23日	自 2024年 7月24日 至 2025年 7月23日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2024年 7月23日現在]	[2025年 7月23日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	29,289,935,260円	14,740,287,089円
同期中における追加設定元本額	6,394,391,773円	18,975,218,738円
同期中における一部解約元本額	20,944,039,944円	18,836,532,579円
同期末における元本額	14,740,287,089円	14,878,973,248円
元本の内訳＊		
東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）	10,065,301,821円	10,113,616,303円
東京海上・円資産バランスファンド（年1回決算型）	4,674,985,268円	4,765,356,945円
計	14,740,287,089円	14,878,973,248円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	14,740,287,089口	14,878,973,248口

(注) ＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2023年 7月25日 至 2024年 7月23日	自 2024年 7月24日 至 2025年 7月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じて	同左

	それぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2024年 7月23日現在]	[2025年 7月23日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2023年7月25日 至 2024年7月23日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	50,953,500円
合計	50,953,500円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年7月11日から2024年7月23日まで)を指しております。

(自 2024年7月24日 至 2025年7月23日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	604,829,150円
合計	604,829,150円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2025年7月11日から2025年7月23日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[2024年 7月23日現在]		[2025年 7月23日現在]	
1口当たり純資産額	2.8808円	1口当たり純資産額	3.1529円
(1万口当たり純資産額	28,808円)	(1万口当たり純資産額	31,529円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資証券	S O S i L A 物流リート投資法人	2,119	243,473,100	
	日本アコモデーションファンド投資法人	8,704	1,015,756,800	
	森ヒルズリート投資法人	5,941	799,064,500	
	産業ファンド投資法人	7,820	957,950,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	8,244	1,273,698,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	7,053	898,552,200	
	G L P 投資法人	15,609	2,024,487,300	

コンフォリア・レジデンシャル投資法人	2,760	807,576,000	
日本プロロジスリート投資法人	25,017	1,988,851,500	
星野リゾート・リート投資法人	2,112	536,870,400	
O n e リート投資法人	851	220,919,600	
イオンリート投資法人	4,875	624,487,500	
ヒューリックリート投資法人	3,806	612,385,400	
日本リート投資法人	5,823	532,804,500	
積水ハウス・リート投資法人	15,508	1,184,811,200	
トーセイ・リート投資法人	1,122	154,611,600	
サムティ・レジデンシャル投資法人	1,851	180,472,500	
野村不動産マスターファンド投資法人	16,373	2,491,970,600	
ラサールロジポート投資法人	5,540	768,952,000	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	10,361	1,057,858,100	
投資法人みらい	5,443	241,941,350	
三菱地所物流リート投資法人	4,704	554,131,200	
C R E ロジスティクスファンド投資法人	1,763	258,103,200	
タカラレーベン不動産投資法人	2,743	251,258,800	
日本ビルファンド投資法人	2,500	341,750,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人	26,347	3,143,197,100	
日本都市ファンド投資法人	26,498	2,856,484,400	
オリックス不動産投資法人	11,528	2,216,834,400	
日本プライムリアルティ投資法人	13,120	1,262,144,000	
N T T 都市開発リート投資法人	4,602	592,277,400	
東急リアル・エステート投資法人	3,627	721,773,000	
グローバル・ワン不動産投資法人	3,192	442,411,200	
ユナイテッド・アーバン投資法人	9,749	1,586,162,300	
森トラストリート投資法人	9,534	678,820,800	
インヴィンシブル投資法人	23,861	1,572,439,900	
フロンティア不動産投資法人	6,786	570,024,000	
平和不動産リート投資法人	2,583	360,328,500	
日本ロジスティクスファンド投資法人	9,649	903,146,400	
福岡リート投資法人	2,334	409,617,000	
K D X 不動産投資法人	12,317	1,955,939,600	
いちごオフィスリート投資法人	3,286	308,226,800	

	大和証券オフィス投資法人	2,496	859,872,000	
	阪急阪神リート投資法人	2,024	322,828,000	
	スターツプロシード投資法人	808	147,460,000	
	大和ハウスリート投資法人	6,748	1,622,894,000	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	16,917	1,356,743,400	
	大和証券リビング投資法人	9,947	987,737,100	
	ジャパンエクセレント投資法人	4,696	639,125,600	
投資証券	合計	381,291	45,539,224,250	
	合計	381,291	45,539,224,250	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[2024年 7月23日現在]	[2025年 7月23日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,258,009,175	387,616,114
株式		43,516,853,300	46,175,926,480
未収入金		—	2,514,240,444
未収配当金		90,456,550	79,347,375
未収利息		2,372	4,997
流動資産合計		44,865,321,397	49,157,135,410
資産合計		44,865,321,397	49,157,135,410
負債の部			
流動負債			
未払金		—	1,621,966,783
未払解約金		410,335,404	357,424,079
流動負債合計		410,335,404	1,979,390,862
負債合計		410,335,404	1,979,390,862
純資産の部			
元本等			
元本	※1	12,372,792,413	12,347,221,493
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		32,082,193,580	34,830,523,055
元本等合計		44,454,985,993	47,177,744,548
純資産合計		44,454,985,993	47,177,744,548
負債純資産合計		44,865,321,397	49,157,135,410

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 2024年 7月24日 至 2025年 7月23日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2023年 7月25日 至 2024年 7月23日	自 2024年 7月24日 至 2025年 7月23日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2024年 7月23日現在]	[2025年 7月23日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	28,078,617,399円	12,372,792,413円
同期中における追加設定元本額	5,862,364,509円	13,814,442,241円
同期中における一部解約元本額	21,568,189,495円	13,840,013,161円
同期末における元本額	12,372,792,413円	12,347,221,493円
元本の内訳＊		
東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）	8,448,674,758円	8,392,764,532円
東京海上・円資産バランスファンド（年1回決算型）	3,924,117,655円	3,954,456,961円
計	12,372,792,413円	12,347,221,493円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	12,372,792,413口	12,347,221,493口

(注) ＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2023年 7月25日 至 2024年 7月23日	自 2024年 7月24日 至 2025年 7月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じて	同左

	それぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2024年 7月23日現在]	[2025年 7月23日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2023年7月25日 至 2024年7月23日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,545,350,088円
合計	1,545,350,088円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年5月29日から2024年7月23日まで)を指しております。

(自 2024年7月24日 至 2025年7月23日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,199,649,242円
合計	1,199,649,242円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2025年5月29日から2025年7月23日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[2024年 7月23日現在]		[2025年 7月23日現在]	
1口当たり純資産額	3.5930円	1口当たり純資産額	3.8209円
(1万口当たり純資産額	35,930円)	(1万口当たり純資産額	38,209円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘 柄	株式数	評価額		備 考
		単価	金額	
ニッスイ	412,900	871.40	359,801,060	
マルハニチロ	135,400	3,061.00	414,459,400	
サカタのタネ	70,600	3,340.00	235,804,000	
ショーボンドホールディングス	90,700	4,818.00	436,992,600	
安藤・間	237,600	1,539.00	365,666,400	
長谷工コーポレーション	116,000	2,223.50	257,926,000	
西松建設	47,700	4,923.00	234,827,100	
奥村組	26,200	4,400.00	115,280,000	
ライト工業	85,500	2,915.00	249,232,500	
エクシオグループ	3,900	1,946.00	7,589,400	
ニッポン	58,300	2,124.00	123,829,200	

江崎グリコ	75,000	4,634.00	347,550,000	
カルビー	163,300	2,767.00	451,851,100	
ヤクルト本社	341,000	2,603.00	887,623,000	
明治ホールディングス	163,000	3,063.00	499,269,000	
プリマハム	68,800	2,305.00	158,584,000	
伊藤ハム米久ホールディングス	6,400	4,955.00	31,712,000	
ダイドーグループホールディングス	1,600	2,690.00	4,304,000	
グンゼ	53,900	3,645.00	196,465,500	
ホギメディカル	53,200	3,905.00	207,746,000	
王子ホールディングス	1,169,800	736.40	861,440,720	
日本触媒	258,300	1,688.50	436,139,550	
アイカ工業	112,900	3,653.00	412,423,700	
花王	89,400	6,716.00	600,410,400	
ライオン	439,300	1,457.50	640,279,750	
マンダム	95,000	1,419.00	134,805,000	
ノエビアホールディングス	32,800	4,500.00	147,600,000	
アース製薬	36,400	4,770.00	173,628,000	
エフピコ	121,700	2,675.00	325,547,500	
ユニ・チャーム	452,800	1,038.00	470,006,400	
武田薬品工業	181,900	4,345.00	790,355,500	
アステラス製薬	436,000	1,487.50	648,550,000	
科研製薬	89,500	3,895.00	348,602,500	
小野薬品工業	564,600	1,624.50	917,192,700	
久光製薬	53,500	3,956.00	211,646,000	
タクマ	129,300	2,064.00	266,875,200	
オーエスジー	30,600	1,876.50	57,420,900	
アイチ コーポレーション	95,000	1,371.00	130,245,000	
フジテック	85,500	5,967.00	510,178,500	
アマノ	87,100	4,549.00	396,217,900	
ホシザキ	66,000	5,215.00	344,190,000	
日清紡ホールディングス	286,600	947.00	271,410,200	
マブチモーター	209,700	2,173.00	455,678,100	
日東工業	58,500	3,235.00	189,247,500	
I D E C	56,200	2,285.00	128,417,000	
能美防災	49,800	3,775.00	187,995,000	
ホーチキ	43,700	3,050.00	133,285,000	
エレコム	77,800	1,861.00	144,785,800	
アンリツ	182,600	1,846.50	337,170,900	
アルプスアルパイン	493,600	1,571.00	775,445,600	

ホシデン	102,500	2,253.00	230,932,500	
ヒロセ電機	45,200	18,150.00	820,380,000	
日本光電工業	177,700	1,697.00	301,556,900	
シスメックス	279,000	2,513.00	701,127,000	
イリソ電子工業	89,600	2,826.00	253,209,600	
ウシオ電機	223,500	1,803.50	403,082,250	
日本セラミック	62,900	2,940.00	184,926,000	
カシオ計算機	483,000	1,190.50	575,011,500	
京セラ	542,500	1,661.50	901,363,750	
象印マホービン	93,100	1,816.00	169,069,600	
極東開発工業	118,600	2,585.00	306,581,000	
NOK	37,300	2,248.00	83,850,400	
エクセディ	134,000	4,400.00	589,600,000	
エフ・シー・シー	70,700	3,030.00	214,221,000	
シマノ	28,000	21,285.00	595,980,000	
テイ・エス テック	193,000	1,802.00	347,786,000	
ニプロ	65,000	1,350.50	87,782,500	
パラマウントベッドホールディングス	81,200	2,573.00	208,927,600	
パイロットコーポレーション	62,000	4,274.00	264,988,000	
ピジョン	330,700	1,664.00	550,284,800	
コクヨ	190,400	922.30	175,605,920	
沖縄電力	19,900	955.00	19,004,500	
東京瓦斯	20,800	4,917.00	102,273,600	
大阪瓦斯	246,300	3,734.00	919,684,200	
メタウォーター	192,400	2,347.00	451,562,800	
相鉄ホールディングス	14,600	2,331.00	34,032,600	
東急	56,500	1,691.50	95,569,750	
京浜急行電鉄	368,400	1,556.50	573,414,600	
京阪ホールディングス	128,200	3,114.00	399,214,800	
ヤマトホールディングス	177,700	1,931.50	343,227,550	
セイノーホールディングス	265,800	2,244.00	596,455,200	
九州旅客鉄道	32,800	3,663.00	120,146,400	
A N Aホールディングス	22,000	2,948.50	64,867,000	
住友倉庫	76,400	3,085.00	235,694,000	
上組	106,000	4,106.00	435,236,000	
システナ	312,700	396.00	123,829,200	
コーエーテクモホールディングス	20,300	2,088.00	42,386,400	
オービック	163,600	5,390.00	881,804,000	
エイベックス	74,400	1,269.00	94,413,600	

NTT	4,105,700	151.90	623,655,830	
KDDI	277,500	2,478.50	687,783,750	
ソフトバンク	630,000	218.50	137,655,000	
松竹	7,700	12,830.00	98,791,000	
東宝	48,500	9,600.00	465,600,000	
NSD	56,200	3,442.00	193,440,400	
アルフレッサ ホールディングス	149,000	2,108.00	314,092,000	
神戸物産	209,700	4,145.00	869,206,500	
TOKAIホールディングス	155,600	1,040.00	161,824,000	
シップヘルスケアホールディングス	172,200	2,067.50	356,023,500	
コメダホールディングス	106,800	2,961.00	316,234,800	
日本ライフライン	63,800	1,446.00	92,254,800	
山善	126,900	1,273.00	161,543,700	
東邦ホールディングス	1,400	4,786.00	6,700,400	
サンゲツ	114,800	2,966.00	340,496,800	
モスフードサービス	54,200	3,765.00	204,063,000	
PALTAC	54,200	4,152.00	225,038,400	
オートバックスセブン	221,100	1,445.00	319,489,500	
イエローハット	144,800	1,547.00	224,005,600	
因幡電機産業	45,500	4,067.00	185,048,500	
サンエー	104,900	3,005.00	315,224,500	
エディオン	81,300	1,995.00	162,193,500	
アルペン	8,200	2,295.00	18,819,000	
DCMホールディングス	140,900	1,410.00	198,669,000	
ジョイフル本田	167,800	2,039.00	342,144,200	
上新電機	51,700	2,402.00	124,183,400	
日本瓦斯	16,600	2,654.00	44,056,400	
リンガーハット	80,300	2,260.00	181,478,000	
フジ	78,200	2,009.00	157,103,800	
ヤオコー	30,200	9,945.00	300,339,000	
ケーズホールディングス	149,600	1,510.50	225,970,800	
ヤマダホールディングス	1,000,800	457.40	457,765,920	
松屋フーズホールディングス	14,200	6,080.00	86,336,000	
王将フードサービス	16,100	3,650.00	58,765,000	
アークス	54,800	3,050.00	167,140,000	
サンドラッグ	98,300	4,568.00	449,034,400	
北國フィナンシャルホールディングス	31,800	5,410.00	172,038,000	
群馬銀行	111,500	1,350.00	150,525,000	
七十七銀行	81,200	5,256.00	426,787,200	

ふくおかフィナンシャルグループ	144,200	4,158.00	599,583,600	
八十二銀行	479,200	1,310.50	627,991,600	
滋賀銀行	1,200	6,090.00	7,308,000	
南都銀行	34,500	4,605.00	158,872,500	
紀陽銀行	70,100	2,673.00	187,377,300	
山陰合同銀行	244,300	1,307.00	319,300,100	
セブン銀行	1,326,100	271.80	360,433,980	
トモニホールディングス	340,200	614.00	208,882,800	
第一生命ホールディングス	34,900	1,177.00	41,077,300	
T&Dホールディングス	106,000	3,571.00	378,526,000	
全国保証	45,500	3,162.00	143,871,000	
大東建託	5,900	15,330.00	90,447,000	
平和不動産	59,400	2,239.00	132,996,600	
M I X I	1,300	3,450.00	4,485,000	
A L S O K	562,300	1,045.50	587,884,650	
H. U. グループホールディングス	142,600	3,175.00	452,755,000	
ダスキン	75,500	3,890.00	293,695,000	
ビー・エム・エル	16,900	3,465.00	58,558,500	
ユー・エス・エス	95,500	1,650.50	157,622,750	
トランス・コスモス	46,800	3,460.00	161,928,000	
セコム	9,700	5,350.00	51,895,000	
メイテックグループホールディングス	144,300	3,187.00	459,884,100	
船井総研ホールディングス	58,600	2,325.00	136,245,000	
合 計	27,114,600	—	46,175,926,480	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年7月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	99,379,628,444 円
II 負債総額	534,678,384 円
III 純資産総額（I－II）	98,844,950,060 円
IV 発行済数量	95,517,687,008 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	1.0348 円

（ご参考：親投資信託の現況）

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

2025年7月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	229,024,825,329 円
II 負債総額	939,567,547 円
III 純資産総額（I－II）	228,085,257,782 円
IV 発行済数量	204,306,726,732 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	1.1164 円

TMA日本REITマザーファンド

2025年7月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	48,063,986,600 円
II 負債総額	195,572,219 円
III 純資産総額（I－II）	47,868,414,381 円
IV 発行済数量	14,777,178,806 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	3.2393 円

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

2025年7月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	47,620,144,867 円
II 負債総額	194,318,160 円
III 純資産総額（I－II）	47,425,826,707 円
IV 発行済数量	12,262,748,155 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	3.8675 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

特典はありません。

3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2025年7月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

- ①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。
- ②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。
- ③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。
- ④売買の執行はトレーディング部が行います。
- ⑤運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。
- ⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年7月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	177	2,841,858
単位型公社債投資信託	1	2,718
単位型株式投資信託	18	88,668
合計	196	2,933,244

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 章 悟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奈 良 将 太 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	20,242,052	1,643,002
前払費用	523,560	504,626
関係会社短期貸付金	-	* 1 19,384,558
未収委託者報酬	3,523,505	3,544,046
未収収益	4,088,251	3,929,834
未収入金	-	12,841
その他の流動資産	26,495	34,763
流動資産計	28,403,865	29,053,672
固定資産		
有形固定資産	* 2 631,543	* 2 646,419
建物	434,854	387,569
器具備品	196,689	167,868
リース資産	-	90,981
無形固定資産	397,761	614,848
電話加入権	3,795	3,795
ソフトウェア	372,797	410,834
ソフトウェア仮勘定	21,168	200,219
投資その他の資産	3,566,905	3,375,118
投資有価証券	49,108	45,279
関係会社株式	1,668,529	1,641,087
その他の関係会社有価証券	80,000	80,000
長期前払費用	16,227	85,968
敷金	474,324	474,324
その他長期差入保証金	21,230	21,230
繰延税金資産	1,257,485	1,027,229
固定資産計	4,596,210	4,636,386
資産合計	33,000,075	33,690,058
負債の部		
流動負債		
未払金	4,260,390	4,569,098
未払手数料	1,583,647	1,597,903
その他未払金	2,676,743	2,971,194
未払費用	321,531	419,084
未払消費税等	420,603	176,930
未払法人税等	1,391,000	679,000
預り金	72,829	55,624
前受収益	2,583	2,517
賞与引当金	296,807	430,032
リース債務	-	18,913
その他の流動負債	24	1
流動負債計	6,765,771	6,351,202
固定負債		
長期未払金	-	7,284
退職給付引当金	927,210	929,235
リース債務	-	70,555
固定負債計	927,210	1,007,074

負債合計	7,692,982	7,358,277
純資産の部		
株主資本	25,296,494	26,322,588
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	400,000	400,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	22,896,494	23,922,588
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	22,396,494	23,422,588
繰越利益剰余金	22,396,494	23,422,588
評価・換算差額等	10,599	9,192
その他有価証券評価差額金	10,599	9,192
純資産合計	25,307,093	26,331,781
負債・純資産合計	33,000,075	33,690,058

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,958,564	15,942,593
運用受託報酬	13,291,669	13,704,198
投資助言報酬	107,390	119,640
その他営業収益	678,515	698,269
営業収益計	31,036,140	30,464,702
営業費用		
支払手数料	7,801,482	7,184,184
広告宣伝費	203,242	208,842
調査費	8,650,200	9,117,522
調査費	3,298,847	3,569,637
委託調査費	5,351,353	5,547,885
委託計算費	116,944	130,446
営業雑経費	263,317	266,277
通信費	57,380	59,666
印刷費	157,178	154,034
協会費	24,327	26,294
諸会費	15,737	16,846
図書費	8,693	9,435
営業費用計	17,035,188	16,907,274
一般管理費		
給料	4,075,417	4,011,683
役員報酬	82,371	78,387
給料・手当	3,010,062	3,201,466
賞与	982,983	731,830
交際費	25,693	20,001
寄付金	9,893	1,400
旅費交通費	162,304	191,110
租税公課	246,078	92,032
不動産賃借料	468,091	468,092
退職給付費用	178,404	180,129
賞与引当金繰入	296,807	430,032
固定資産減価償却費	247,247	277,210

法定福利費	686,198	713,675
福利厚生費	14,385	13,064
諸経費	642,231	482,971
一般管理費計	7,052,753	6,881,403
営業利益	6,948,198	6,676,024
営業外収益		
受取利息	185	41,081
受取配当金	1,238	2,222
雑益	15,069	15,596
営業外収益計	16,493	58,900
営業外費用		
支払利息	-	686
為替差損	80,542	29,798
雑損	15,415	4,633
営業外費用計	95,958	35,118
経常利益	6,868,734	6,699,806
特別利益		
投資有価証券売却益	829	-
関係会社清算益	-	172,297
その他特別利益	402	-
特別利益計	1,232	172,297
特別損失		
固定資産除却損	30,348	14
関係会社清算損	382	2,236
特別損失計	30,731	2,251
税引前当期純利益	6,839,235	6,869,851
法人税、住民税及び事業税	2,410,514	1,825,606
法人税等調整額	△ 305,632	230,702
法人税等合計	2,104,882	2,056,308
当期純利益	4,734,352	4,813,542

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,310,382
当期変動額					
剰余金の配当					△ 4,648,241
当期純利益					4,734,352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	86,111
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494

	株主資本	評価・換算差額等	純資産合計
--	------	----------	-------

	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,810,382	25,210,382	5,624	5,624	25,216,006
当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,648,241	△ 4,648,241			△ 4,648,241
当期純利益	4,734,352	4,734,352			4,734,352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			4,974	4,974	4,974
当期変動額合計	86,111	86,111	4,974	4,974	91,086
当期末残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494
当期変動額					
剰余金の配当					△ 3,787,448
当期純利益					4,813,542
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,026,094
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	23,422,588

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22, 896, 494	25, 296, 494	10, 599	10, 599	25, 307, 093
当期変動額					
剰余金の配当	△ 3, 787, 448	△ 3, 787, 448			△ 3, 787, 448
当期純利益	4, 813, 542	4, 813, 542			4, 813, 542
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 1, 406	△ 1, 406	△ 1, 406
当期変動額合計	1, 026, 094	1, 026, 094	△ 1, 406	△ 1, 406	1, 024, 687
当期末残高	23, 922, 588	26, 322, 588	9, 192	9, 192	26, 331, 781

注記事項

（重要な会計方針）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

(重要な会計上の見積り)

第39期 2024年3月31日現在	第40期 2025年3月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(未適用の会計基準等)

第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日) 「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改定
(1) 概要 企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。 借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。
(2) 適用予定日 2028年3月期の期首から適用します。
(3) 当該会計基準等の適用による影響 「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

第39期 2024年3月31日現在	第40期 2025年3月31日現在
-	* 1. 当社は、グループ全体の資金管理や資金効率の向上をはかることを目的として、キャッシュ・マネジメント・サービス(以下「CMS」)を導入しております。当社は、関係会社と、CMSによる貸出コミットメントを

	定めた金銭消費貸借契約を締結しています。「関係会社短期貸付金」は、これによる貸付金であります。CMSにおける貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメント 30,000,000千円 の総額 貸出実行残高 19,384,558千円 差引額 10,615,441千円 なお、上記金銭消費貸借契約書において、経済情勢、金融情勢の変化、契約当事者の経営状態の変化、その他事由があるときには、貸出コミットメントの金額及び利息の条件について、契約当事者間で同意の上で変更できるものと定められており、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当社の資金が不足している場合には、資金を借り入れる場合があります。
* 2. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 245,354千円 器具備品 481,065千円	* 2. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 292,639千円 器具備品 533,641千円 リース資産 8,271千円

(損益計算書関係)

第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,623千円であります。	関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は7,222千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2023年4月1日 現在	増加	減少	2024年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,648,241千円
(ロ) 1株当たり配当額	121,364円
(ハ) 基準日	2023年3月31日
(ニ) 効力発生日	2023年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,787,448千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	98,889円
(ニ) 基準日	2024年3月31日
(ホ) 効力発生日	2024年6月26日

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	2024年4月1日 現在	増加	減少	2025年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,787,448千円
(ロ) 1株当たり配当額	98,889円
(ハ) 基準日	2024年3月31日
(ニ) 効力発生日	2024年6月26日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月26日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,850,796千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	100,543円
(ニ) 基準日	2025年3月31日
(ホ) 効力発生日	2025年6月26日

（リース取引関係）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として、社内システム用ハードウェア（器具備品）であります。

2. リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用 することを基本とし、資産の運用に際して	(1) 金融商品に対する取組方針 同左

は、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 ② 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 ③ 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 同左 ② 市場リスク 同左 ③ 流動性リスク 同左
--	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

第39期（2024年3月31日現在）

2024年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	49,108	49,108	-
敷金	474,324	472,538	△1,786
資産計	523,432	521,646	△1,786

（注1）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収収益

預り金
未払金
未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	28,227
その他の関係会社有価証券	80,000

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	18,872	1,912	1,101
合計	-	18,872	1,912	1,101

第40期（2025年3月31日現在）

2025年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	45,279	45,279	-
敷金	474,324	471,310	△3,013
資産計	519,603	516,589	△3,013
リース債務（注3）	89,468	88,245	△1,222
長期未払金（注4）	9,317	8,824	△492
負債計	98,785	97,070	△1,715

(注1) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
関係会社短期貸付金
未収委託者報酬
未収収益
未収入金
預り金
未払金（1年内返済予定の長期未払金を除く）
未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
--	----------

関係会社株式	
子会社株式	1,641,087
その他の関係会社有価証券	80,000

(注3) リース債務については、1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注4) 長期未払金については、1年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

(注5) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
関係会社短期貸付金	19,384,558	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	866	8,257	8,534	-
合計	19,385,424	8,257	8,534	-

(注6) リース債務及び長期未払金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務 (注3)	18,913	19,247	19,586	19,932	11,789	-
長期未払金 (注4)	2,032	2,032	2,032	2,032	1,185	-
合計	20,946	21,279	21,619	21,965	12,974	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第39期（2024年3月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	-	49,108	-	49,108
資産計	-	49,108	-	49,108

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	-	472,538	-	472,538
資産計	-	472,538	-	472,538

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル 2 の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

第40期（2025年3月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル 1 の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル 2 の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル 3 の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	-	45,279	-	45,279
資産計	-	45,279	-	45,279

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	-	471,310	-	471,310
資産計	-	471,310	-	471,310
リース債務	-	88,245	-	88,245
長期未払金	-	8,824	-	8,824
負債計	-	97,070	-	97,070

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル 2 の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価については、新規に同様の契約を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) リース債務については、1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注3) 長期未払金については、1年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

(有価証券関係)

第39期 2024年 3 月31日現在	第40期 2025年 3 月31日現在																																
1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式28,227千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 80,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。	1. 子会社株式及びその他の関係会社有価証券 子会社株式（貸借対照表計上額 1,641,087千円）及びその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 80,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。																																
2. その他有価証券 (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td>①貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託</td><td>37,893</td><td>20,877</td><td>17,015</td></tr><tr><td>②貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託</td><td>11,214</td><td>12,953</td><td>△1,738</td></tr><tr><td>合計</td><td>49,108</td><td>33,831</td><td>15,277</td></tr></table>	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	①貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	37,893	20,877	17,015	②貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	11,214	12,953	△1,738	合計	49,108	33,831	15,277	2. その他有価証券 (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td>①貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託</td><td>33,551</td><td>17,453</td><td>16,098</td></tr><tr><td>②貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託</td><td>11,727</td><td>14,402</td><td>△2,674</td></tr><tr><td>合計</td><td>45,279</td><td>31,855</td><td>13,423</td></tr></table>	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	①貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	33,551	17,453	16,098	②貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	11,727	14,402	△2,674	合計	45,279	31,855	13,423
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																														
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	37,893	20,877	17,015																														
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	11,214	12,953	△1,738																														
合計	49,108	33,831	15,277																														
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																														
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	33,551	17,453	16,098																														
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	11,727	14,402	△2,674																														
合計	45,279	31,855	13,423																														
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>売却額</th><th>売却益の合計額</th><th>売却損の合計額</th></tr><tr><td>株式</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>債券</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>その他</td><td>5,767</td><td>829</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,767</td><td>829</td><td>-</td></tr></table>	区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	株式	-	-	-	債券	-	-	-	その他	5,767	829	-	合計	5,767	829	-	3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当する取引はありません。												
区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額																														
株式	-	-	-																														
債券	-	-	-																														
その他	5,767	829	-																														
合計	5,767	829	-																														

(収益認識関係)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16,958,564	-	16,958,564
運用受託報酬	12,488,818	802,851	13,291,669
投資助言報酬	107,390	-	107,390
その他営業収益	678,515	-	678,515
合計	30,233,289	802,851	31,036,140

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権(期首残高) 6,222,195千円

顧客との契約から生じた債権(期末残高) 7,611,757千円

(*) なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	15,928,520	14,072	15,942,593
運用受託報酬	13,578,919	125,279	13,704,198
投資助言報酬	119,640	-	119,640
その他営業収益	698,269	-	698,269
合計	30,325,350	139,352	30,464,702

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権(期首残高) 7,611,757千円

顧客との契約から生じた債権(期末残高) 7,473,880千円

(*) なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

(退職給付関係)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	869,667千円
勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の発生額	29,062千円
退職給付の支払額	△38,184千円
退職給付債務の期末残高	940,999千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	940,999千円
未積立退職給付債務	940,999千円
未認識数理計算上の差異	△13,789千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円
退職給付引当金	927,210千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の費用処理額	△1,778千円
その他	10,687千円
確定給付制度に係る退職給付費用	89,362千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、89,041千円であります。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間

3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	940,999千円
勤務費用	69,192千円
利息費用	8,142千円
数理計算上の差異の発生額	△54,402千円
退職給付の支払額	△76,437千円
退職給付債務の期末残高	887,494千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	887,494千円
未積立退職給付債務	887,494千円
未認識数理計算上の差異	41,740千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	929,235千円
退職給付引当金	929,235千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	929,235千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	69,192千円
利息費用	8,142千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,127千円
その他	10,501千円
確定給付制度に係る退職給付費用	88,963千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 1.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、91,165千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	283,911千円	292,894千円
未払金	3,362千円	3,308千円
賞与引当金	90,882千円	131,675千円
未払法定福利費	12,359千円	15,190千円

未払事業所税	4,097千円	4,044千円
未払事業税	73,982千円	39,392千円
未払調査費	108,813千円	99,432千円
減価償却超過額	7,259千円	12千円
繰延資産超過額	12,236千円	14,842千円
未払確定拠出年金	2,331千円	2,352千円
未収実績連動報酬	264,384千円	38,200千円
前払費用	-	562千円
未払費用	404,707千円	397,773千円
繰延税金資産小計	1,268,329千円	1,039,682千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,268,329千円	1,039,682千円
繰延税金負債		
前払費用	6,166千円	8,221千円
その他有価証券評価差額金	4,677千円	4,231千円
繰延税金負債合計	10,844千円	12,453千円
繰延税金資産の純額	1,257,485千円	1,027,229千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が8,670千円、法人税等調整額が8,791千円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が120千円減少しております。

4. 法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しています。

(セグメント情報等)

第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
[セグメント情報]	[セグメント情報]

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。 [関連情報] 1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 <table><tr><td colspan="3">(単位：千円)</td></tr><tr><td>日本</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>27,411,151</td><td>3,624,988</td><td>31,036,140</td></tr></table> (注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております 3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型） (2) 委託者報酬 3,106,318千円 (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント	(単位：千円)			日本	その他	合計	27,411,151	3,624,988	31,036,140	同左 [関連情報] 1. 製品及びサービスごとの情報 同左 2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 <table><tr><td colspan="3">(単位：千円)</td></tr><tr><td>日本</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>26,788,631</td><td>3,676,070</td><td>30,464,702</td></tr></table> (注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。 (2) 有形固定資産 同左 3. 主要な顧客ごとの情報 当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。	(単位：千円)			日本	その他	合計	26,788,631	3,676,070	30,464,702
(単位：千円)																			
日本	その他	合計																	
27,411,151	3,624,988	31,036,140																	
(単位：千円)																			
日本	その他	合計																	
26,788,631	3,676,070	30,464,702																	

(関連当事者情報)

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上 日動火災 保険 株式会社	東京都 千代田区	101,994,694	損害 保険業	なし	投資信託 の取扱	投資信託 に係る 事務代行 手数料の 支払	1,337,087	未払 手数料	450,379
						役員の 兼任				

(注) *取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

*取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (USD)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Tokio Marine Asset Management (USA), Ltd.	米国・ ニュー ヨーク	500,000	投資運用業 投資助言業	直接100%	運用及び調 査の委託 役員の兼任	調査費等 の支払 (注1)	969,960	未払金	377,132

(注1)取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区	101,994,694	損害保険業	なし	投資信託の取扱	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	1,559,839	未払手数料	496,183
						役員の兼任	資金の貸付(注2)	14,166,773	関係会社短期貸付金	19,384,558
						資金の貸付	資金の貸付に係る利息受取(注2)	39,806	関係会社未収収益	-

(注1)取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

(注2)資金の貸付については、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)にかかるものであり、適用金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。また資金の貸付に係る取引金額は、当事業年度における平均貸付残高を記載しております。

(注3)取引金額には、消費税等を含めておりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	
1株当たり純資産額	660,759円61銭
1株当たり当期純利益金額	123,612円34銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,307,093千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	25,307,093千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株

1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,734,352千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益金額	4,734,352千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	
1 株当たり純資産額	687,513円86銭
1 株当たり当期純利益金額	125,679円97銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	26,331,781千円
純資産の部の合計額から控除する金額	—
普通株式に係る当期末の純資産額	26,331,781千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,813,542千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益金額	4,813,542千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)
(愛称:円奏会(年1回決算型))

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託 東京海上・円資産バランスファンド（年1回決算型）
（愛称：円奏会（年1回決算型））
運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として以下の親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券および短期金融資産に投資します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド受益証券

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド受益証券

TMA日本REITマザーファンド受益証券

(2) 投資態度

①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の複数の資産（債券・株式・不動産投資信託（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下「REIT」といいます。））に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②各資産への投資比率は、以下の資産配分比率を基本とします。

債券	東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド受益証券	70%
株式	東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド受益証券	15%
REIT	TMA日本REITマザーファンド受益証券	15%

③上記の資産配分比率を基本としますが、当ファンドの基準価額の変動リスクを一定の水準に抑制することを目標として、株式とREITの資産配分比率をそれぞれ引き下げ、短期金融資産を組入れます。（株式とREITの資産配分は、ほぼ同じ比率とします。）

④当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

⑤資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

(1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

(2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託 東京海上・円資産バランスファンド（年1回決算型）（愛称：円奏会（年1回決算型））

約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金2兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条（信託契約の解約）第1項、第50条（信託契約に関する監督官庁の命令）第1項、第51条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）第1項または第53条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条（有価証券の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第29条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものと

します。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に對し、1口以上1口単位で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、第45条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。
- ③ 前2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定める金額とします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条（先物取引等の運用指図）、第23条（スワップ取引の運用指図）および第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるものに限ります。）
 3. 金銭債権（1.4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
 4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」、「東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド」、「TMA日本REITマザーファンド」（以下それぞれを総称し、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
23. 外国の者に対する権利で前2号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【利害関係人等との取引等】

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）ないし第27条（有価証券の借入）、第29条（外国為替予約の指図）、第33条（有価証券の売却等の指図）、第34条（再投資の指図）および第35条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）ないし第27条（有価証券の借入）、第29条（外国為替予約の指図）、第33条（有価証券の売却等の指図）、第34条（再投資の指図）および第35条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

- 第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

- 第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができます。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

第22条 委託者は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、日本国内の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、日本国内の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第24条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

【有価証券の空売の運用指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第27条（有価証券の借入）の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の借入の指図は、当該借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限、特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指

図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第1項および第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第29条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金

等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第38条 この信託の計算期間は、毎年7月24日から翌年7月23日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成27年7月23日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第40条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の84の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から指定販売会社の営業所等において受益者に支払います。

- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。

- ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請

求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第49条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れ

ている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第55条 この信託は、受益者が第47条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【運用状況に係る情報の提供】

第55条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第3条 第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成26年11月10日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社